

輸入額の割合は、大正十四年に於て總輸入額中六六・四%を示したるものが、大正十五年には六〇・六%，昭和二年には六二・一%に減少した。其の原因は從來無税なりしトツブに對し5%の從量換算率を課することとするが爲めである。

參 照 元大藏技師矢部規矩治講述「本邦關稅の沿革」(昭和十年)、東洋經濟新報社編纂「新舊關稅率比較表と關稅改正始末」(大正十五年四月三日發行)及昭和三年大藏省主稅局編纂「關稅率沿革」

第五節 大戰後に於ける各國との條約交渉

第一款 概 説

曩に述べたところの、大正七年內田外相時代に決定した戰後條約改正方針に基づいて日本は關係各國との間に交渉を開始することとなつた。換言すれば日本政府は一方國際聯盟主宰の各般の國際會議に於て右方針の實行を務むると同時に、他方各國間の條約改正交渉に依つて之が實現を計ることになつたのである。國際聯盟下に於て右方針實行の場合は、各國全體を同時に對手とするのであるから、自然日本の方針を嚴格に實行すること困難であつたが、國別の談判に於て之を實行する場合には、對手國特殊の國情に従つて日本の根本方針と調和を計ることになつたのであるから、前者の場合よりも日本の主張を貫徹せしめ得た場合が多い。

而して前記内田外相の戰後條約改正方針による各國との條約交渉は大正七年九月二十九日內田外相就任より山本(權兵衛)(大正十二年九月二日より)、伊集院(彦吉)(大正十二年九月十九日より)、松井(慶四郎)(大正十三年一月七日より)、幣原(喜重郎)(大正十三年六月十一日より)、田中(義一)(昭和二年四月二十日より)、幣原(再任)

(昭和四年七月一日より)の諸外相により行はれたるものを總稱するものなるが、右十一ヶ年間の内内田外相時代に於ては先づ大正七年八月二十六日の日本、エクアドル間修好通商航海條約締結に始まり、年代別にすれば次いで大正八年十一月十七日に日本帝國パラグアイ共和國間通商航海條約、大正十一年二月六日華府に於て支那に關する九國條約及支那の關稅に關する條約、大正十一年十二月七日に日本國、波蘭國間通商航海條約、大正十二年七月二十四日ローサヌに於て土耳其に關する居住及裁判管轄に關する條約及通商條約、同年十月二日に日本、墺地利間通商に關する暫定取極、同年十一月十六日に日本國セルブ・クロアート・スロヴェーヌ國間通商航海條約が調印せられ、松井外相時代に於て大正十三年三月十日に日本國暹羅國間通商航海條約、大正十三年六月七日に日本國フインランド國間通商航海條約が調印せられ、幣原外相時代に於て大正十三年六月二十七日に日白通商航海條約、同年七月十四日に小村日英條約附屬協定稅率廢棄に關する交換公文、同年九月三十日に日本、ペルー國間修好通商航海條約、同年十月八日に日墨通商航海條約、大正十四年一月二十日に日本ソ聯間に國交の回復に關する基本的法則を定むる條約、同年七月四日に日本帝國ラトヴィア共和國間通商航海條約、同年七月三十日に日英通商航海補足條約、同年十月三十日に日本國チエツヨ・スロヴァキア條約が調印せられ、田中外相時代に於て昭和二年七月二十日に日獨通商航海條約、同年八月三十日に日本國印度支那間居住及航海の制度を定むる議定書、同年十一月一日に日本ブルガリア國通商航海に關する暫定取極が締結せられ、幣原外相再任時代に於て昭和三年七月三十日に日本ニユー・ジーランド間通商、關稅及航海に關する暫定取極、同年十二月二十一日に日本キュバ間通商暫定取極が締結せられ、又大正十四年北京に於て支那關稅會議開催日本より進んで支那關稅自主權承認の結果として昭和五年五月十六日に日支互惠關稅協定が締結せられた。尙昭和五年三月十九日に締結せられた日本埃及間通商暫定取極、同年五月二日の日本リスニア間通商航海條約、同年六月二十日

の日本アルバニア間修好通商航海條約、同年八月十六日日本奥地利國間通商航海條約、同年十月二十二日の日本ルーマニア間通商に關する暫定取極、同年十一月十五日日本エチオピア間修好通商條約、同年十一月十九日日本アフガニスタン間修好條約、昭和七年三月二十三日の日葡間通商航海に關する暫定取極、同年五月十三日の日本印度支那間の暫定貿易規定に關する議定書、昭和九年五月十日日本ウルグアイ間修好通商航海條約及同年六月二十一日の日本エストニア間通商暫定取極も戰後條約改正の一部と見るべきである。

戰後條約改正時代に締結せられたる各國との通商條約は大體五種に大別することを得る。其の第一は小村條約改正又は夫以前に締結せられたるものに對し、大戰後の事態に適應せんが爲め適當なる修正を加へたるものである。第二は大戰後に建設を見たる所謂新興國との通商條約であり、第三は大戰の爲め廢棄せられたる小村諸條約に代るべき新條約の締結である。第四は中南米諸國との條約締結及改正である。第五は治外法權諸國との條約改正又は締結である。第一に屬するものは最も重要にして戰後條約改正の眼目とも言ふべきものであるが、就中大正十三年七月十四日付を以て在英林大使とマクドナルド外務大臣との公文交換により翌年三月十日限り明治四十四年四月三日調印の日英間通商航海條約第八條及附屬協定税率が廢棄せられ、其後大正十四年七月三十一日倫敦に於て右林大使とチエンバレン外務大臣との間に明治四十四年小村通商航海條約を補足する條約が調印せられたのは特記すべきである。前者により小村條約改正に於て爲さんと欲して爲し能はざりしことを貫徹し得、本邦は茲に始めて名實共に完全なる相互對等の基礎の下に關稅自主權を運用し得るに至つたのである。又後者に依り本邦政府の希望通り大正七年內田外相時代に決定せる戰後條約改正方針の要目が具體化せられ、沿岸貿易の許與及植民地の條約適用規定を相互主義に改め、又陸境輸入貨物に對する特例を設けた。尙戰後條約改正時代に於ても加奈陀以外の條約未加入英國自治領に對し其の加入を努めたが、昭和三年ニュー・ジーランドとの間に臣民の入國居住問題を包含せざる通商暫定取極が出來たに過ぎない。

之は最早内田條約改正方針⁽²⁾を嚴守せざりしものである。之に反し大正十三年六月二十七日の日白新通商航海條約は當時英國との間に略々協定を見たるところを参考にし、内田外相時代の戰後條約改正方針を最も完全に規定したるものである。他面大戰中先方より小村條約に對し廢棄を通告せるものゝ内、佛蘭西、伊太利及希臘に對しては戰後條約改正方針に準じ改正條約の締結に努めたるも、關稅協定に付き佛國は本邦への輸入佛國產品に對し過大なる要求を爲したる爲め條約改正成立せず、僅に大正十三及十四年中印度支那と本邦との間に特派使節の交換ありたる果實として昭和三年八月三十日巴里に於て石井大使により印度支那に於ける帝國臣民及船舶の待遇に付最惠國待遇を保證する議定書が調印せられ、同七年五月に同様巴里に於て印度支那輸入本邦品に對し部分的に最低税率及中間税率を附與する議定書が調印せられた⁽³⁾けである。伊太利に對しては小村條約に於て本邦產羽二重以外の絹織物が最惠國待遇を享有し居らざりしに付右最惠國待遇に對する除外例を撤廢することを以て戰後條約改正の要點とせしも伊國は容易に之を承諾せず、又伊國に於ては小村條約中の日伊協定税率に對し金リラ拂ひの名の下に、大正九年以來伊貨下落を相殺する爲め増加系數を賦課するに至つた。又希臘に對しても昭和二年以降相互關稅協定の交渉ありしも、彼我の貿易額僅少なる爲め其の目的を達せなかつた。結局是等三國との間には依然として大戰中成立せる不完全なる暫定取極を存續するの外なかつた。ソ聯との間には漸く大正十四年一月に至り國交回復に關する基礎協定北京に於て芳澤公使により締結せられ、右の中に兩國通商は最惠國待遇の原則を以て律するの主義を認むるに至りたることは既に第四章中に述べたる通りである。

第二新興國との條約は大正十一年十二月ワルソーに於てポーランドとの通商航海條約が締結せられたるに端を發し、其後大正十二年十一月セルブ・クロアート・スローヴェン、大正十三年七月フィンランド、大正十四年七月ラトビア、同年十月チエツコ・スロバキア、昭和五年五月リツニア、同年六月アルバニアとの通商航海條約が調印せら

れ、又昭和五年十月ルーマニアと、昭和九年六月エストニアと通商に關する暫定取極が調印せられた。尤も是等諸新興國との條約取極は最惠國待遇交換を以て骨子とし、又短期の豫告期限を以て廢棄し得べきものとしたが故に其の效果は不充分のものである。

第三種に屬する舊敵國との條約關係に付大正十四年一月十日迄は諸講和條約の規定により本邦國民、船舶貨物等は是等諸國に於て片面的に最惠國待遇の保障を受けた。然るに右片面的最惠國待遇の保障消滅に先ち壞地利に對しては其の經濟回復を速ならしめん目的を以て他の舊聯合國政府と協調の上大正十二年十二月同國との間に最惠國待遇交換を趣旨とする暫定取極を結び、更に昭和三年八月調印の通商航海條約を以て右最惠國待遇交換を基礎とする條約關係を確保することゝした。獨逸との間には本邦に於て染料輸入制限令を維持する關係上新條約の締結多難を極めたるも漸く右難問は秘密附屬協定の調印により之れを調整することとし、昭和二年七月正式通商航海條約が東京に於て調印せらるゝに至つた。其の他ブルガリアとの間にも昭和二年十一月、ハンガリアとの間には昭和四年一月通商に關し最惠國待遇交換を基礎とする取極が締結せられた。

第四の中南米諸國との條約は大正三年四月十三日ボリビア國との間に締結せられたる通商航海條約に適當なる修正を加へたるもののが先づ大正七年八月エクアドル國との間にワシントンに於て石井大使により調印せられたが、次いで大正八年十一月パラグアイと同首都アッサンションに於て智利駐在田付公使により、又最後に昭和九年五月モンテ・ビデオに於て亞爾然丁駐在山崎公使によりウルグアイ國との間に通商航海條約調印せられた。又之より先大正十三年十月古谷公使の手によりメキシコ市に於て日墨兩國政府の間に新通商航海條約締結せられ、明治二十一年大隈時代に締結せられた日墨修好通商航海條約に代らしむることゝし、大正十三年九月リマに於て清水公使の手により日本ペル
一間に新通商航海條約を締結せられ、明治二十八年三月締結の通商航海條約に代らしむることゝした。是等中南米諸

國との條約は戰後通商條約方針を中南米諸國と本邦との間の特殊事態に適合するやう努めたものであるが、其の難關は中南米諸國中相互間に特殊關係設定の自由を保留せんことを要求するものあると、當該國の法制上支那其の他の亞細亞人を目的とする亞細亞人排斥規定を有するもの少なからざることの二點であつた。前者に對しては明治三十一年アルゼンチン共和國との通商航海條約中に於けるが如く、本邦の臣民、貨物、船舶は中南米諸國に於て北米合衆國及歐洲諸國同様の待遇を受くることを以て満足し、其の代りに本邦側に於ても亞細亞諸國に對し特殊待遇を與ふるの餘地を留保することゝし妥協した。尤も日本パラグアイ間條約に於ては明治四十年印度支那に關する日佛協商の擧に倣ひ其の最惠國待遇除外例の範圍を限局し兩締約國は單に各其の近隣諸國に對し特遇を與ふるの餘地を留保することゝした。後者に付ては中南米諸國との條約中に於て移民法中の亞細亞人排斥規定は全然日本人に適用せしめざらんが爲め萬全の措置を講ずることゝした。其の他の中南米諸國とも通商條約締結が努められたが、其成果は僅に昭和四年十二月玖瑪國との間に最惠國待遇を交換せる暫定取極が締結せられただけであり、而も右最惠國待遇中より玖瑪が互惠條約により米國に附與する特惠は之を除外することゝした。ヴェネズエラ、パナマ國との間にも新條約締結の爲め數次の條約交渉が重ねられ、殊にヴェネズエラは之が爲め憲法中に亞細亞人的規定に對し適當なる修正を爲すに至りしも終に新條約の締結を見るを得なかつた。

第五本邦と治外法權諸國との條約交渉に於て是等諸國政府は彼等の念及するところは帝國に範を採り、諸外國との條約改正に於て治外法權を撤廃するにあることを述べ、帝國政府に對し其の先進國たる地位に鑑み最大の同情を拂はんことを求めた。然るに本邦としては是等諸國に於ても本邦臣民、船舶、貨物が英米其の他何れの國よりも不利なる待遇を受くべからざることを以て條約締結の要點とした。若し此の點を固守せざれば本邦臣民、貨物等は勢ひ亞細亞人待遇を受け、歐米白人諸國民よりも劣等なる地位に満足せざるを得ぬことゝなる。之が爲め諸治外法權國との條約

交渉は最も多難を極めた。暹羅國とは大正十三年三月矢田公使の手により既に佛英蘭等が締結せる改正條約の範に倣ひ部分的治外法權の撤廢と最惠國待遇の確保とを基礎とせる公正にして又満足すべき新通商航海條約がバンコックに於て調印せられた。土耳其との間には從來久しく條約交渉が重ねられたるも土耳其が本邦に對し治外法權を附與せざるが爲め、條約締結不能に陥りしが漸く大正十二年七月ロザンに於て本邦は居住及裁判管轄權に關する條約並に通商條約を歐洲諸國と同一の條件の下に調印し、多年の難問題を解決することとなつた。尙本邦は右土耳其との間に列國と共に居住及裁判管轄權に關する條約を調印する際本邦移民の土耳其への入國に關する公文を交換し、土耳其は日本移民に對し何等差別を爲さざることを約束せしめた。右は主義の問題とし本邦に於て重大なる關係があつたからである。次いでイランとは昭和二年英國が治外法權を撤廢するに至り、本邦との間の條約交渉も亦容易となり、昭和四年三月暫定措置として最惠國待遇交換を約せる取極が締結せられた。埃及との間には本邦に於て關稅事項に關する最惠國待遇を求むるの必要に付き急なるものがあつたにより、昭和五年三月治外法權を包含せざる最惠國待遇交換の暫定取極が締結せられ、昭和五年七月エチオピアとの條約は幸ひに治外法權問題をも包含せる完全なる最惠國待遇保證の條約が調印せられたるも、同年十一月のアフガニスタンとの條約には如上の難問題を避ける爲め、純然たる修好條約が締結せられた。蓋し後に述ぶるが如く昭和四年世界恐慌以來本邦は戰後條約改正方針を固守するを得ざるを至つたのである。

支那との間には大正十一年二月ワシントンに於て締結せられたる支那の關稅に關する條約に於ては現實五分再改訂と普通品從價二分五厘、奢侈品從價五分の特別附加稅を許す外、一九〇二年（明治三十五年）九月英清間マッケイ條約及明治三十六年十月の日清追加通商條約の規定を基礎とし、支那の釐金撤廢等を條件として支那の關稅を一割二分五厘迄引上ぐるに在りしが、大正十四年十月北京に於て開催の支那關稅會議に於ては、政治上の理由により本邦は從

來の方針を變更し率先して支那國民政府に對し關稅自主權許與を承諾した。其の結果先づ大正十二年一月十七日現實五分再引上げ實施せられ、次いで大正十五年十月十一日廣東稅關等に於て華府條約による特別附加稅徵收せられ、昭和四年二月一日を以て所謂七種差等特別附加稅實施せられ愈々昭和六年一月一日より支那國定稅率法始めて實施せらるゝに至つた。尤も之より先本邦は右國定關稅の實施の影響を緩和する爲め支那との間に昭和五年五月六日期限三ヶ年の互惠條約を締結し、又前記支那國定稅率は前記昭和四年二月一日實施の所謂品種別差等關稅法を基礎とせしが故に本邦貿易上影響するところ比較的輕微なりしが、其後昭和八年五月六日支互惠條約滿期となると同時に支那は本邦品に對し排日的關稅率を適用することとなり、爾後昭和六年九月の滿洲事變による日支國交の惡化を一層激化することとなり終に昭和十二年七月の日支事變發生の遠因を爲した。尙支那に於ける治外法權撤廢に對しても華府決議に基き北京に於て會議を開きたるも、支那の法制不備の爲め昭和二年一月十二日單に其の困難なる事情に付き報告書を提出し散會するに至り、右撤廢は之を他日の機會に延期せられた。

第一款 英國との條約交渉

第一 戰後に於ける英國關稅制度

英國との條約改正交渉の經緯を説明するに先づ歐洲大戰後英國に於て採用せる貿易政策の一端を述べることとする。英國に於ては歐洲大戰前即ち一九〇六年（明治三十九年）頃よりチエンバレン提唱の英帝國間特惠關稅制度採用の必要が有力に稱へ出さるゝに至つた。其の原因は獨米日等新興工業國との競爭に英國は漸次敗退するに至つたるが故に、英帝國領土相互間に特惠關稅を設け、右特惠關稅の障壁の下に英帝國領土内に於て比較的生産費の高き英國工業品の販路を確保し之に代へ自治領植民地農產物に對し英本國市場を留保せんとするのである。然れども右英帝國工業品の販路を確保し之に代へ自治領植民地農產物に對し英本國市場を留保せんとするのである。然れども右英帝國工

惠關稅制度は英本國に於て自由貿易主義の傳統依然強かりしが爲めと特惠關稅設定當然の結果として起るべき英本國に於ける穀物關稅に對し英國勞働黨は異議を稱へたるに付く歐洲大戰前に於て右特惠關稅制は未だ本國に於て採用せられず、一九〇七年以降濠洲、加奈陀に於て片務的に採用せられたるに過ぎなかつた。從て附屬第十二表世界主要列國關稅率比較表により示すが如く、英本國は一九〇三年に於て僅に六・二%，又一九一三年には四・六%の收入關稅を課するに過ぎなかつた。然るに歐洲大戰勃發すると共に船腹不足の關係上英國は通商自由主義を拠棄し、第二次的民需品に對しては漸次輸入制限を行ふ外一九一五年（大正四年）九月にはマツケンナ關稅法を公布し樂器、時計等特定奢侈品の輸入に對し廣範圍に亘り三三・一%の收入關稅を課するに至つた。次いで一九一七年（大正六年）第一回英帝國會議を開催したる結果從來濠洲、加奈陀等に於て本國產品に對して行ひたる特惠關稅を互惠的に英本國に於も實行すべきことに決し一九一九年以來英本國は財政關稅法第八節により植民地及自治領生產品に對し特惠關稅を設くるに至つた。即ち爾後英本國側に於ては收入關稅を課し居たる砂糖、茶等に特惠關稅を設くることとなつた。

第一次世界大戰後英國は再び獨逸より染料が輸入せられ、折角戰時中發達せる染料業が撲滅に至るべきを恐れ、一九二〇年（大正九年）には染料輸入制限令を公布した。次いで英國は獨逸等通貨下落諸國よりするダンピング貨物の輸入を防止するの名義を以て一九二一年（大正十年）八月セーフガーデン・オブ・イングストリース・アクト及ダンピング關稅法を公布するに至つた。右產業保護法に於ては國防上必要な基礎産業（Key Industries）を保護する目的を以てオプチカル・グラス、科學機械、タンダーステン等に對し從價三三・一%の高關稅を課するに至つたものである。其後英國は一九二四年財政法により一九一五年のマツケンナ關稅法を廢止せるも、翌一九二五年には之を復活する外右關稅法所載貨物に對しては英帝國特惠關稅として三分の一減を行ふこととなつた。斯く歐洲大戰後英國は戰時中臨時措置として賦課したるマツケンナ關稅法を永久化し、更に產業保護法及特惠關稅制の採用により正しくプロ

ツク的關稅保護主義國となりたるが、尙傳統的自由主義の建前より出來得るだけ右關稅保護及英帝國特惠の範圍は限定し、之を例外的特例として説明し來りたるが、一九二九年（昭和四年）世界恐慌後は急轉廻を爲し關稅協定主義を以て英國輸出貿易の保護發展を計らんとするに至つたのである。從て本時代に於ては英本國に於ける關稅平均率も未だ高率に至らず從價一割九厘に止つたのである。（外務省調査部國際協會發行「英國最近の通商政策」参照）

第十二表 世界主要列國關稅率比較表

年 次	英 （百萬磅）	米 （百萬磅）	獨 逸 （百萬馬克）	日 本 （百萬圓）	伊 太 利 （百萬里拉）
一九〇三年	三九・六・三	三一・〇（二・三）	八・三・一	三〇・六	一・六・五
一九一三年	三九・六・四・六	三一・八・九（三・五）	八・〇・〇（一・一・一）	三七・四（五・六）	一・九・〇（一・九・一）
一九二九年	一一〇・六（一〇・九）	五七・〇（一・三・四）	一・一・〇（九・〇）	一四・四（六・七）	一・九・一（一・九・一）
一九三三年	一九・五（三・六）	一九・〇（一・三・三）	一・一・〇（九・〇）	一三・六（六・六）	一・九・一（一・九・一）
一九三七年	三三・五（三・四）	三九・〇（一・一・六）	一・五・四（九・一）	一七・四（六・一）	一・九・一（一・九・一）
一九三八年	三六・九（三・七）	三九・〇（一・一・九）	一・八・八（九・四）	一五・八（六・六）	一・九・一（一・九・一）

備 考

一 金額右欄は總純輸入額、左欄は關稅收入額、括弧内は左欄金額の右欄金額に對する%なりとす。

二 英國の部關稅收入中一九一三年のものは一九一三—一四年のものとす。以下之に倣ふ。

第五章 戰後條約改正時代

- 三 獨逸の部一九一三年關稅中には生產稅を含む。
 四 伊太利の部の關稅收入額は何れも豫算額とす。
 五 本表はステーツマンズ・イーア・ブック所載計數より調製す。

第二 戰後に於ける日英貿易關係

上記英國の戰後に於ける保護的色彩を有する通商政策の下に日英間貿易狀況を通觀するに、本邦は大正四年乃至七年（一九一五年乃至一九一八年）に亘る四ヶ年間は英國に對し輸出超過の地位にありたるが、大戰終了と同時に再び毎年輸入超過の現象を繰返すに至つた。即ち大正二年及三年に於て本邦よりの輸出は輸入の四分の一又は三分の一に過ぎざりしものが、大正六年及七年には本邦よりの輸出は輸入の三倍又は二倍以上となつた。然るに早くも大正八年になると輸入超過に轉じ大正九年以後本邦よりの輸出は輸入の三分の一乃至六分の一に減少した。大正十四年（一九二五年）以後英國よりの輸入は日英關稅協定廢止の關係もあり漸減するに至りしも、尙昭和四年（一九二九年）迄輸出は輸入の二分の一に過ぎず、其の金額に於ては略々歐洲大戰前と同様の輸入超過を繰返して居る。然るに日英貿易上注意すべきは昭和四年に於ける輸出額を大正二年（一九一三年）の夫に比するに輸出は約二倍せるに對し輸入は五割の増加を示すに過ぎず、而も英國の有する本邦に於ける貿易上の地位は輸出入共大戰後は漸次下降して居るが、其の下降の割合は輸入に於て一層甚しいのである。即ち本邦の對英輸出は大正二年に於て本邦總輸出額の五分二厘を示し、戰時中は一時一割二分七厘（大正六年）に向上したるも、大正十四年以後は三分見當に墜落した。輸入は大戰前の大正二年に於て本邦總輸入額中一割六分九厘の多きを示したるもののが、大戰中は四分乃至六分に激減、大戰後は一割一、二分見當迄回復せるも、昭和四年には僅に七分見當に頗落するに至つた。蓋し英國は歐洲大戰の爲め他の歐洲交戰國と等しく本邦に於ける貿易上の地位を下降するに至つたのである。而も本邦に於て大正十五年以降絹物關稅法により羽二重等に對し重稅を課するに日限り日英協定稅率を廢止せること、又英國に於て大正十五年以降絹物關稅法により羽二重等に對し重稅を課するに至つたことは、相當日英貿易の發展を害せるものと言はなければならぬ。

上記の如く英國は常に本邦に對し輸入超過の地位にあるも、本邦は英國直轄植民地に對し常に輸出超過の地位にあるに付き、彼此相殺する場合に於ては本邦は英國全體に對し寧ろ輸出超過の地位にあるのである。左に参考の爲め日英貿易累年表及本邦と海峽植民地及東部阿弗利加との累年貿易額を示すこととする。

第十三表 日英貿易累年表（單位千圓）

年	次	輸出	本邦總輸出額 に對する割合	輸入	本邦總輸入額 に對する割合	差
大正二年		三三一、八七〇	五・二	一二三一、七三七	一六・九	-
大正三年		三三一、〇八六	五・六	一九二一、三〇二	一五・四	-
大正四年		六八、四九四	九・六	五八、〇八四	一〇・九	+
大正五年		一〇二、六五八	九・一	八一、七三二	一〇・八	+
大正六年		二〇一、六四六	一・二・七	六三、三〇四	六・〇	+
大正七年		一四二、八六六	七・三	六六、〇六七	七・〇	+
大正八年		一一、四五三	五・三	一二七、五四二	一三・九	三・四二
大正九年		九七、七九七	五・〇	一一三五、三五三	七六、七九九	-
大正十年		三一、七七二	二・六	一八四、三〇七	一六・〇	八・九
大正十一年		五四、四三八	三・三	一一三一、三一〇	一六・〇	八・九
大正十二年		四〇、四一〇	二・八	一一三五、一三六	一六・〇	八・九
大正十三年		六一、〇四四	二・六	一一三二、七五二	一六・〇	八・九
大正十四年		五九、七一六	三・四	一一三二、七五二	一六・〇	八・九
大正十五年		五六、四九四	二・九	一一三七、二九二	一六・七	五・七六
昭和元年		六四、九三〇	三・二	一七〇、一七五	一一〇、七八一	-
昭和二年		一一四、一〇〇	二・六	一五三、一七二	八八、三四二	-

第三 日英協定税率の廢止及日英補足條約の締結

前に述べた大正七年内外洋服時代に設置せられたる臨時條約改正調査委員會に於ては、其の決議案として「日英

關稅協定は之を廢止すること「但し」一本邦國定稅率の輕減又は振置に依り輸出貿易を増進する場合に於ては、雙務的關稅協定を締結すること、尤も右協定は現行日佛關稅協定に於けるが如く一定の割引率を協定するに止まること」と爲した。蓋し明治四十四年的小村條約に依る日英協定稅率は、其の形式に於ては雙務的であるが、其の内容は我れに不利なる片務的なものであつた。當時英國品に對する本邦關稅の引上率が特別に甚だしかりしに依り、之を緩和する目的を以て、斯くの如き事實我れに不利なる片務の協定稅率が締結されたものである。それで適當の機會に於ては、右を改廢することは帝國政府の當時より希望して居つたところである。尤も右日英條約第八條第三項に於ては、本條約實施の日より一年を経過したる後は、何時たりとも兩締約國の一方は、該稅表に修正を加へんことを希望することを得べく、右希望のため商議が開始せられ、而も右商議が六ヶ月以内に満足に結了せざる時は、本條約は六ヶ月の豫告を以て廢棄し得ることを規定して居る。併し右の如き規定が挿入されたのは英國側の希望に依るものであつて、條約締結當時英國に於て政權を執れる保守黨政府の希望に依り挿入されたのである。即ち當時の英國政府は英國の傳統的政策に反する關稅協定の規定を不可とする場合に於ては、何時たりとも一年の豫告を以て廢棄修正すべき自由を後繼内閣に與へたものである。従つて、右規定の挿入は、英國側の便宜に出でたるものに付、法理上は兎に角道徳的には條約期間内に右規定を引用し條約を廢棄することは、本邦に於て不適當とする事情があつた。

然るに他面右の如き日英協定税率は其の内容本邦に對して甚だ不利なりしのみならず、これあるが爲に本邦側に於て製鐵業及毛織物業等に對し保護を爲さんとする場合に、甚だしき障礙を與へたものである。例へば戰後本邦製鐵業を發達せしむるの目的を以て製鐵委員會が設置せられ、右委員會に於ては、銑鐵に對する五分稅を一割五分に引上げることを欲し、又右一割五分に引上ぐる迄に至る期間、其の現行率との差額即ち從價一割に相當する製鐵獎勵金を製鐵業者に與ふべきことを可決した。然るに右の如く銑鐵の關稅を現行五分より一割五分に引上ぐることは、日英協定

税率上不可能のみならず、右協定税率廢止に至る迄の間從價一割の獎勵金を與ふることも、事實關稅率を一割五分に引上げたると同一の結果を生じ、銑鐵に對し、從價五分の協定税率を規定せる趣旨に扞格するのである。即ち協定物品に對し獎勵金を與ふることも税率協定に扞格するものとの見解を採つたのである。右見解の下に外務省に於ては右製鐵委員會の決議に反対したから右決議は實行を見るに至らなかつた。又毛織物に對しては小村條約に於て從價二割に相當する從價協定税率を設けてあつたが、其の後毛織物價格の騰貴に依り、右協定税率の從價割合は一割五分見當に遞減を見るに至り、又戰後歐洲大陸諸國よりのダンピングのため、前記日英協定税率にては戰後我國に發達せんとするに至りたる毛織物業に對し充分なる保護を與ふるに至らなかつた。當業者は頻りに之が引上げを要求するに至つた。斯くの如く日英協定税率の存在は、本邦製鐵業及毛織物業の保護の上に多大の障礙を與ふに至つたに依り、政府當局に於ては、他方右製鐵業者及毛織物業者の關稅引上要求を排斥すると同時に、一方日英協定税率に對し適當修正の交渉を爲し、右關稅保護の目的を達せんことを欲した。

日英協定税率は、其の期間を十二ヶ年とするに依り、大正十二年七月十六日迄は其の效力を存續すべきものであるが、歐洲大戰のために根本的に、世界の經濟狀況に影響を及ぼしたる際、本邦政府に於ては第八條第三項の規定に依り、協定税率に修正を提議するも不適當にあらず、更に英國は戰時中及戰後に關稅制度を改正し、マツケナ關稅法、產業保護法等を公布し、自由主義を放棄するに至りたるに依り、本邦側に於て右第八條第三項に依り修正を提議するも道義上差支へなきものであつた。之が爲に大正十年第一回國際聯盟總會の際彼我當局の間に内交渉が試みられたが、本邦當局より若し英國政府に於て、日英條約第八條第三項の下に日英協定税率の廢棄に同意せざれば、日本は條約期限の到来を俟つて日英條約全部の廢棄を提議するに至るなきを保せず、又日本としては日英協定税率を廢棄したりとて無暗に關稅を引上げるの心算を有せず、日本は現在物價の高率なるに苦しみ居る現状であるから協定税率廢止

後も關稅を引上げて更に物價を昂上せしむるが如き措置を探るの心配はない。唯日本が日英協定税率廢棄を欲するのは、物品間關稅率の均衡を欲する爲めである。從來協定なき國定稅品、又は戰爭の爲め效力の消滅を見たる日獨協定稅品に對しては、其の後種々の必要に基づき關稅引上げを見たるものあるに反し、日英協定に拘束せられ居る物品のみは今日に至る迄明治四十三年制定當時の低率に据置かれ、彼此權衡を失つて居るものが多し。右不權衡を平均せしむることが日英協定税率廢止の根本原因である等の事情を説明し、更に進んで又此の際第八條第三項の規定の下に協定税率修正の談判を爲すも圓滿なる妥協を見ること困難なるべきに付き寧ろ直ちに向う一ヶ年後に日英協定廢止すべき協定に同意せんことを提議した。右日本政府の提議に對して、英國當局は其の意向のあるところを了解し、又イギリスとしても日英條約の全面的廢棄により戰後の混沌たる時代に日英兩自由主義國が無條約になるが如き事態を防止することの緊切なるを認めたるにより、日本の提議の如く日英協定税率は之を廢棄し、日英條約の他の諸規定は之を存續せしむることを可とするの意見を決定するに至つた。依つて英國當局は日本當局に對し協定税率を廢棄する以上は、日本政府に於て日英條約の他の規定を廢棄する意向なきやを確かめたる後協定稅率廢棄に異議なき旨を明かにした。依つて帝國政府に於ては、右英國政府當局の意向に基づき大正十一年關係當局間に種々協議を試みた後、協定稅率修正の交渉を試むるよりも寧ろ之を廢棄するの可なることに廟議を決定した。其の後關東震災發生し、若し日英協定稅率廢止せらるゝ場合には本邦當局の説明に反し多大の關稅引上げを見るに至るが如き國內情勢もありたるに付き右廟議決定の實行は甚だしく遲延したるも、大正十三年七月十四日附を以て、在英林大使とマグドナルド外務大臣との間に公文交換行はれ、日英協定税率は大正十四年（一九二五年）三月十日限り其の效力を失はしむることとなつた。

右大正十四年三月十日の日英協定税率の廢止に依り、本邦側に於ては對英協定稅品たるペインント、亞麻織絲、綿織物、毛織物及鐵類に關し全部協定稅率の束縛より免れ、自由に關稅を引上げ得ることとなつた次第である。右の内べ

イント、亞麻織絲、綿織物及電鍍板の四品は既に低率なる小村協定税率の下に於て關係物品の國內産業は充分に發達して居つたから、日英協定廢止せられ國定税率の實施を見るに至り、約三分の一又は四分の一丈けの税率の引上げを見たるも別に大した影響はなかつた。之に反し毛織物及電鍍板以外の鐵は日英協定の廢止により本邦に於ける同産業の確立を見るに至つた。即ち先づ毛織物に付て言へば右協定税率の廢止を機會とし、從價一割五分の國定税率適用を見るに至つたが、之れのみにては國內産業を保護するに足らずと爲し、更に關稅の引上げを見るに至つた。例へば、稅番三〇一番の二ノ甲二「一平方米ニ付五百瓦を超エタルモノ」の協定税率は、每百斤四十圓なりしが、右日英協定税率の廢止により五十圓に引上げられ、更に大正十五年の關稅改正に依つて每百斤六十四圓七十錢に引上げられたのである。斯くの如くして、新國定税率の下に毛織物は、歐洲諸國よりの廉賣品の競争に對抗し確實に發達するを得、遂に後年には數千萬圓の輸出を見るの盛況となつたのである。

次ぎに鐵に就ては、銑鐵、黑板（即ちブランク・シート、厚さ〇・七耗を超ざるもの）、葉鐵及電鍍板の四品に付協定税率があつた次第であるが、右の内電鍍板以外は明治四十四年條約改正の際當時に於ける本邦製鐵業の狀況に基き特に從價五分以下の低率に据置かれたるものである。而して右電鍍板に對する協定税率は、從價一割五分を基礎とせるものにして、相當に高率なりしが故に、日英協定税率の下に於ても十分發達を見て居た。之れに反し葉鐵に付ては水產其の他一般罐詰業保護の爲め特に從價五分といふが如き低率を協定せられて居たものであつたが、日英協定税率廢止以後に於ても是に對し税率を引上ぐるを不可とし、福岡製鐵所に於て生産費を無視し、之が製造の完成に努むることとなつた。殘るところの銑鐵及黑板二品中前者に就ては、前に述べたるが如く製鐵調査會に於ては本邦に於ける生産費が印度等に比し特に高率なるを理由として從價一割五分の國定關稅を課するを可とし、外務省に於ては對印關係上及滿洲に於ける鞍山及本溪湖に於ける製鐵所保護上之が引上げを不可とした。又本邦に於て鑄鐵に從事する者も、

其の原料に對する引上げを見る次第なるに付、銑鐵關稅の引上げにつき大なる反對を試みつゝあつた次第である。之が爲め銑鐵に對する關稅引上げは、日英協定税率廢止以後に於ても、依然として種々の論議を重ねられ、大正十五年の關稅改正に於ては國定税率每百斤十錢（協定税率は每百斤八錢三厘）に据置かれ、單にインゴット、シート・バーに對して從來從價一割二分のものを一割五分と爲し、又條竿及レール等に對し、從來一割五分のものを一割八分に引上ぐるに止めた。其の後日本に於て銑鐵を製造することは國防上必要なるのみならず、右銑鐵製造の際生ずるところのコール・タールに付十分なる供給を得るにあらざれば、染料業の發達を望むべからざるが故に、銑鐵に對する關稅引上げは絶對的に必要なりとの議論有力になり、種々銑鐵の製造に對し獎勵方法が講ぜられたるも尙不充分なりしが爲め後、遂に昭和七年六月十五日の法律第三號を以て銑鐵の關稅を從價一割五分即ち從來每百斤十錢のものを三十六錢（即ち每噸六圓）に引上ぐるに至つた。右引上げは、外務當局に於て之を心配して居つた如く、印度側の感情を害するに至り、又滿洲生産の銑鐵に對しては、間接方法により獎勵金を與ふるの止むを得ざるに至つた。スクラップの輸入が特に増加したるも夫れ以後のことである。

次にブランク・シートに關しては日英協定税率の廢止を見越し川崎造船所に於て大なる計畫の下に製造を開始するに至つた。ブランク・シートに對する關稅が協定税率廢止の爲め、從來每百斤三十錢なりしものが、國定税率每百斤一圓九十五錢に引上げられたるに依り、右川崎造船所に於ける製板業は確實に基礎を置くに至り、又福岡製鐵所に於ても有利に製造せらるゝに至つた。ブランク・シートは電鍍板の原料に供せられ、又本邦より多額の輸出を見るに至りたる琺瑯鐵器の原料なりしが故に、右關稅引上げに對しては輸出を阻害するものとの理由に依り相當反対があつた。結局右海外輸出製品の原料となるべきブランク・シートに對しては、戻稅其の他の獎勵方法を講ずることとなり、國定關稅は其の儘實施せらるゝこととなつた。之に反し薄板中にも厚〇・七ミリメートルを超える珪素鋼板

(四六二ノ五の甲の一)及葉鋼(四六二の五の乙の一)は本邦に生産不充分なる爲め協定廢止後も緊急勅令を以て右低率なる協定税率を國定税率に引直し、其の儘繼續、大正十五年の關稅改正に於ても右低率を据置くこととした。從て日英協定税率廢止後前記電鍛板及硅素鋼板以外の薄板の輸入は漸減するに至りしも、銑鐵と葉鋼の輸入額は依然裹へなかつた。

之を要するに日英協定税率廢止に依り、本邦側に於て効果ある關稅引上げを實行したものは、毛織物とプラツク・シートの二品のみであるが、之れが爲め關係製造業を本邦に於て確立せしむるに至つた。尤も右協定税率廢止と共に、英國側に於ても協定中に掲げられたる羽二重、羽二重ハンケチ、銅、麥稈眞田、樟腦、竹籠、花筵、漆器、菓子油、七寶器の十品に對する無税据置の義務を免れたるに至りたる次第である。右の内羽二重及羽二重ハンケチに就ては、其の後一九二五年(大正十四年)の英國財政法に基づき從來無税なりしものに對し每封度六志六片(從價約四割三分三厘)の輸入税を課することとなつた。之が爲に英國に對しては羽二重の輸出減少し、右に代へ生絲の輸出を多額に見ることとなり、同時に是れ迄フランスに一旦輸入せられ、加工の上英國に輸入せられたる本邦羽二重も減少し、其の結果フランスに對する羽二重の輸出も亦減少を見るに至つた。尤も右羽二重に對する關稅は餘りに高率に過ぎたるが爲、英國に於ける絹物加工業に對し損害を與ふに至りたりとの非難を生じ、之が爲一九三三年(昭和八年)の財政法に於ては之を毎封度二志三片(特惠税率一志四片二分の一)に引下げらるゝに至つた。其後と雖ども右英佛に對する羽二重の輸出減少、並に右に代へイギリスに對する生絲輸出增加の形勢は之を緩和するに至らなかつた。右は反面に如何に關稅協定が輸出貿易保護上有力なる武器であるかを證明するものである。尙参考の爲めに大戰前後に於ける本邦より英吉利、佛蘭西、獨逸、米國等に對する生絲及羽二重の輸出額を掲載すれば次の如くである。

第十五表 本邦よりの生絲及羽二重輸出額表(單位千圓)

第一 生 絲						
年 次	輸出總額	英 國	佛 國	獨 逸	米 國	濠 洲
大正元年	一四九、八五三	二六九	一八、〇一七	一一四、九四八	一一四、九四八	一一四、九四八
五年	二六六、六九三	二、〇二〇	三二、六八五	一二四、〇九三	一二四、〇九三	一二四、〇九三
一〇年	四一六、八九三	八四九	二一、四四六	三九四、四五三	三九四、四五三	三九四、四五三
一三年	六八三、二八七	一、九三三	五九、四一五	六二二、一二三	六二二、一二三	六二二、一二三
一四年	八七七、七二一	一、六六七	二六、二〇六	八四九、四八六	八四九、四八六	八四九、四八六
昭和元年	七三四、〇五二	二、〇六八	一九、四五三	七〇九、三七九	一、九五八	一、九五八
四年	七八一、〇四〇	四、一二一	一三、二五三	七五五、三七八	二、三五二	二、三五二
七年	三八二、三六六	九、二五七	七、一〇七	三六〇、一四九	三、一六五	三、一六五
八年	三九〇、九〇一	一四、六五五	一五、三七八	三五五、八〇六	三、二九七	三、二九七
一〇年	三八七、〇三三	二一、四五一	二三、七六五	三二八、九一一	四、二三三	四、二三三
一二年	四〇七、一一八	三一、四三〇	二六、一一一	三三五、二三五	八、一三三	八、一三三
一四年	五〇六、八四五	三六、九二〇	一六、一八〇	四三七、六一一	九、三八〇	九、三八〇

第二 羽二重(純絹製)						
年 次	輸出總額	英 國	佛 國	獨 逸	米 國	濠 洲
大正元年	二六、八八三	四、六〇〇	七、六九八	一、五二七	(五、一九四)	(二、一九〇)
五年	四一、二七六	一〇、八三三	五、五七四	一	(一四、一九六)	(四、九九九)
一〇年	四三、五五八	一〇、三七〇	四、五四二	八	一五、六八七	二六八三
一三年	五七、三六八	一七、九〇五	九、七六〇	三四四	(一三、八、四六七)	二、七六四
一四年	三六、八八三	一〇、三七二	六、五八二	五一三	(一三、五、二三三)	一、三八九
昭和元年	三六、六七二	一〇、八六五	五、七一三	三三四	六、〇六〇	一、八〇二

四 年	三〇、三六五	五、五四	九、四五三	一、一四九	二、四一三	一、一五九
七 年	六、三三四	一、六〇二	九、一三	一一〇	六七九	七四五
八 年	六、八二三	一、六五二	一、一九三	三〇〇	一、一三四	三九三
一〇年	九、八四四	二、九七八	二、九七八	八九五	一、八八九	三一三
一一年	一七、三九三	三、一九三	一、〇九五	八七八	八、二七三	二六四
一三年	一五、四九二	三、六一四	一、一二三	六二三	(八、二八三)	(一、九二二)

備考 括弧内の計数は総額物全額を示す。

右日英協定税率廢止と前後して、前記戦後條約改正方針第二、沿岸貿易の相互開放、第七、植民地に對する條約適用の相互自由、及第八後段、陸境輸入貨物に對する特惠附與の自由を得る目的を以て、英國との間に改正條約締結の交渉を始めた。是等は法律的に見て種々難問題たりしも在英林大使の努力と英國側の好意とに依り大體本邦提案の如く承認せられた。之が爲大正十四年七月三十日倫敦に於て、林大使とエンバレー外務大臣との間に日英補足條約調印せられ、昭和二年七月二十九日倫敦に於て批准交換實施を見るに至つた。同條約は有效期間を五ヶ年とし期間後は十二ヶ月の豫告を以て何時たりとも廢棄し得べきものとした。同條約第一條に於ては前記條約改正方針第八に基き、陸境關稅に關する除外例は一九二三年十一月二十五日調印の海港條約第七條の範圍内に於て實行せらるべきことを規定し、第二條及附屬議事錄に於て沿岸貿易の開放に關し相互條件に依る最惠國待遇を定め、第三條に於て日本國に屬する一切の屬地、租借地及委任統治地域に付、日英通商航海條約の適用せらるべきを規定すると同時に、一ヶ年の豫告を以て日本は何時たりとも是等地域を條約適用外とするとの自由を認め、第四條乃至第六條に於て英國の自治領、植民地、屬地、保護領、愛蘭及英國委任統治地域に於ても右同様の自由を規定した。依つて其後の日英通商關係は、右補足條約と共に明治四十四年四月三日倫敦調印の小村條約が、尙其の效力を存續するのであるが、右小村條約を規定し、第二條及附屬議事錄に於て沿岸貿易の開放に關し相互條件に依る最惠國待遇を定め、第三條に於て日本國に屬する一切の屬地、租借地及委任統治地域に付、日英通商航海條約の適用せらるべきを規定すると同時に、一ヶ年の豫告を以て日本は何時たりとも是等地域を條約適用外とするとの自由を認め、第四條乃至第六條に於て英國の自治領、植民地、屬地、保護領、愛蘭及英國委任統治地域に於ても右同様の自由を規定した。依つて其後の日英通商關係は、右補足條約と共に明治四十四年四月三日倫敦調印の小村條約が、尙其の效力を存續するのであるが、右小村條約

約第八條は前に述べた如く大正十三年の公文交換に依つて其の效力を消滅して居るのである。本補足條約交渉の機會を利用し本邦側に於て關東州生産品特惠關稅制を實施したるは前段述ぶるが如くである。

參照 大正十四年日英通商航海條約に対する補足條約

第二條

千九百十一年四月三日倫敦に於て署名せられたる通商航海條約の第二十一條に代ふるに左の條項を以てすべし。

兩締約國の沿岸貿易は本條約の規定する限に在らず兩締約國各自の國法の定むる所に依る但し締約國の一方の臣民及船舶は本件に關し他の一方の版圖内に於て最惠國待遇を享受すべきものとす但し右利益は締約國の一方の國法に依り、又は第三國との協定の條項にして本件に關する特惠を右第三國に許與することあるべきものに依り相互條件が必要とせらるゝ場合に於ては右相互條件の下に於てのみ要求せらるべし。

尤も日本國船舶及英國船舶は外國より積載し來りたる旅客若は貨物の全部若は一部を陸揚せむが爲又は外國を目的地とする旅客若は貨物の全部若は一部を積載せむか爲一の港より他の港に航行することを得。又締約國の一方の沿岸貿易が内國船舶に全然留保せらるゝ場合に他の一方の船舶にして右留保せられたる沿岸貿易の區域外に在る地との貿易に從事するものは該區域外の地より來り又は之に到るべき通し切符を所持する旅客又は通し船荷證券を有する商品を前記締約國の一方の領域の二港間に運輸することを禁止せられざるべく且右運輸に從事するに當り該船舶及其の貨物は總て本條約の規定する特權を享有すべきものとす。

第三條

本條約の規定に依り變更せられたる千九百十一年四月三日倫敦に於て署名せられたる條約の規定は日本國の一切の屬地、日本國の租借地及日本國皇帝陛下が國際聯盟の爲に委任統治を受諾したる地域に適用せらるべく且前記條約第二十七條第二項に基き締約國の一方が十二月前に通告を爲し何時にも各別に前記條約を終了せしむるの權利は日本國の屬地、日本國の租借地又は日本國皇帝陛下が國際聯盟の爲に委任統治を受諾したる地域に付右變更せられたる條約を終了せしむることにも及ぼさるべきものとす。

第三款 白耳義との條約交渉

第一 大戰後に於ける白耳義貿易情勢

白耳義は人口千萬人にも及ばざる小國なるも歐洲大陸國に於ける中繼貿易國として最も形勝の地位を占め、又其の通商政策も建國以來自由貿易主義に近きものを採用し、關稅率低く、輸出入に對し何等制限禁止を加へず、又中歐關稅協定國に屬したりしが故に、歐洲大戰前に於ける貿易額は伊太利を凌ぎ、獨佛に次ぎ、同じく自由貿易主義國たる和蘭と拮抗の間柄にあつた。即ち一九一三年に於ける輸出入貿易額は十五億九千七百萬米弗（内輸入八億九千五百萬弗、輸出七億二百萬弗）にして世界貿易額に對する比率も四・二三%の多きを示して居た。然るに歐洲大戰後に於て戰禍を受くること最も甚しかりしが爲め貿易額疾に減少し、一九二五年（大正十四年）に至り漸く十五億三千五百萬米弗に回復したるも、其の世界總貿易上に於ける比率は二・四四%を占むるに過ぎざることとなつた。換言すれば一九一三年に於ける本邦貿易總額六億七千百萬弗に比し、白耳義は其の八割に満たず。併し白耳義の戰後に於ける經濟回復は相當顯著にして、其の貿易總額一九二六年には十四億萬弗、一九二九年（昭和四年）には十八億七千三百萬弗に増加し、後者に於ける日本の貿易額十九億六千九百萬圓に殆ど拮抗するに至つた。尤も其の世界總貿易上占むる比率も二・七三%を占むるに過ぎずして、大戰前の夫に比し三割五分減を示して居る。尤も歐洲大戰後に於ける白耳義はルクザンブルグを關稅同盟中に包含せしめ居るものであるから、大戰後に於ける現實の比率減少は一層甚しきものがある。左に参考の爲め大戰前後に於ける白耳義の輸出入貿易の推移を示せば次の如くである。

第十六表 白耳義輸出入貿易額累年表（單位百萬米金弗）

年 次	輸入額	輸出額	輸出入額	世界貿易額に對する比率
一九一三年	八九五	七〇二	一五九七	四・二一
一九二五年	八四六	六八九	一五三五	二・四四
一九二六年	七四八	六三三	一三八一	二・二九
一九二七年	八〇八	七四〇	一五四八	二・三八
一九二八年	八八九	八五八	一七四七	二・六一
一九二九年	九八五	八九四	一八七九	二・七六
一九三〇年	三八一	三七六	七〇八	二・七六
一九三一年	三六七	三四一	一〇五五	三・三四
一九三二年	五五〇	五〇五	一〇五五	三・二五
一九三三年	四五三	四三九	八八二	二・九八
一九三四年	四三一	四三一	八八一	三・一〇
一九三五年	三八七			
一九三六年				
一九三七年				
一九三八年				
一九三九年				

白耳義に於ては歐洲大戰後對獨賠償金の支拂不圓滑となると共に、其の通貨は佛伊等と等しく暴落を重ねたるが、一九二四年（大正十三年）ドース案確定と共に漸次安定の方向に進み、一九二八年（昭和三年）佛國通貨安定に少しく先ち舊白法を六分の一に切下げる新白法五を以てベルガ貨なる新通貨を造つた。即ちベルガは舊米弟一三・九〇仙に相當することとなつたのである。

上記の如く白耳義は大戰後漸次經濟力を回復すると共に、本邦に對しては通貨下落の武器を以て本邦への鐵鋼製品等の輸出漸次増進を見るに至つた。右の主要輸出品たる鐵鋼類は日本國品の外、新關稅同盟地域たるルクザンブルグの製品が多いのである。之に對し本邦よりの輸出は木材（橋材）等の外見るべきものなく、而も其の輸出は原料薄の爲め漸減の氣味にあつた。之が爲め彼我の貿易關係は我に甚だ不利なるものがあつた。尤も白領コンゴーに於ては其

の關稅率も低く、又完全なる機會均等主義行はれたるが爲め、本邦工業品の輸出市場として重要なものとなつた。尙白耳義は歐洲大戰後に於ても關稅協定主義を採用したるが、其の關稅率比較的低き爲め各國との間に關稅協定の餘地少なく、又大戰後に於ける各國通貨相場亂脈なりしが爲め、通貨安定後は輸入制限制を採用するに至つた。左に参考の爲め歐洲大戰前後に於ける日白貿易額の推移を示せば次の如くである。

第十七表 日白貿易累年表（単位百萬圓）

年 次	白 耳 義		白 領 ゴ ノ ゴ 一
	輸 出	輸 入	
大 正 二 年	三・七	九・四	
三	二・四	六・五	
四	三・四		
五	二・九		
六	九・七	一・九・四	
七	一・七・二	一・五・八	
八	一・〇・七	一・五・八	昭和一〇年
九	一・〇・二	一・七・二	一・七・一
一〇	一・〇・五	四・一・一	〇・九
一一	一・九・〇	一・五・四	〇・七
一二	一・八・九	一・六・五	〇・二
一三	一・八・六	六・九	一・一
一四	一・四・年		

第二 白耳義との新條約締結

戰後條約改正方針を最も良好に成文化したものは、大正十三年六月二十七日ブリツセルに於て調印せられた日本白耳義國間新通商航海條約である。右新通商航海條約は外務省に於て法律經濟に關する大家として有名であり、又後年海牙國際司法裁判所の裁判長となられた安達（峯一郎）大使と、白耳義の外務大臣ポール・イーマン氏との間に調印

せられたものであるが、本邦新式通商航海條約中の模範とすべきものである。

之より先日本と白耳義との間には明治四十四年小村條約改正の際通商航海條約の成立を見るに至らなかつた爲め、爾來兩國間には無期限の通商暫定取極が存在して居つた。これは小村條約改正の際白耳義側に於て日本に對し硝子の關稅協定を固執し、日本が之れに應ぜなかつた爲め新條約締結を見るに至らなかつたからである。即ち當時取敢ず兩國間には明治四十四年七月八日通商に關する暫定取極めが締結せられたのである。同暫定取極に於ては舊陸奧條約の失效期である明治四十四年七月十七日から、當時兩國間に商議中の新條約が締結實施に至る迄、通商航海及關稅に關する最惠國待遇を相互に保障することになつて居つた。然るに其の後日白間に新條約の締結を見るに至らざりしに付、同暫定取極は無期限に效力を存續することとなつた。帝國政府に於ては右の如き無期限の暫定取極は異例であるから、少くとも三ヶ月又は六ヶ月の單期豫告を以て廢棄し得べきものなりとの見解を以て、白耳義政府に對して新條約締結の交渉を開始し、若し白耳義政府に於て右新條約締結の交渉に應ぜざれば、日本にて右三ヶ月又は六ヶ月の豫告を以て日白暫定取極廢棄の決心を有する旨をも非公式に述べることとした。然るに白耳義としては、日本との間に右暫定取極が廢棄され無條約狀態となるに於ては、白耳義生産物殊に鐵類の輸入に當り最惠國待遇の下で受けて居る日英協定稅率の利益を失ひ、日佛、日伊協定稅率適用の物品に對しても高率なる國定稅率を受くることになるから、新條約締結の交渉に應することとなつた。本邦としては右戰後條約改正方針第十に於て述べたが如くに、本邦臣民の入國、居住及私權享有の確保に關し不充分なる通商條約又は暫定取極を存續せしめるることは不可として居る。然るに白耳義との本暫定取極に於ては、右入國、居住等に關する規定は缺如して居た。依て之を廢止し完全なる新條約の締結を欲したのである。即ち白耳義に對しては右條約改正方針第十に據り綿密な新條約案を作成し交渉を始めたのであるが、安達大使の白耳義政府に對する特別の信任と、白耳義の採用し居る自由主義との二つの理由に依つて、理想的

新通商條約の調印を見るに至つたのである。

同新條約に於ては、大體に於て小村外相による日英通商航海條約の規定に則ると同時に、第十二條第一項に於ては戦後條約改正方針たる沿岸貿易相互的開放主義に基き、相互條件による最惠國待遇を規定し、又第十九條に於て兩締約國の屬地又は管理地域全部に本條約を適用すべきことを定めた。即ち後者を以て白耳義領コンゴーに對しては當然本條約が適用せらるべきことを確保した。更に附屬交換公文に依つて一九二三年海港條約第七條に依る接岸貨物に對する關稅待遇の除外例を認めしむることとなつた。尙本條約は白耳義に對して關稅同盟を結べルクセンブルグ大公國にも其の適用を見るものである。要するに本條約は戦後通商航海條約の模範と見るべきものであるが、慾を云へば本規定の中に關稅に關し互惠的に協定稅率を設けたかつたが、兩國間貿易關係は依然本邦側に不利であつたからそこの迄は交渉を擴張せざることとした。

第四章 國沙亲興國との條約締結

第一 國際貿易與國內放債之貿易情形

圓滑な外交政策の爲め工場を多く持つ國も多かったが、英國は月詔を承認するに至らず、日本は軍事化国勢を尊重せざるはラコツニ・フロウアキナリ。しかし、同國民はスラヴ種なるも獨逸文化を受くること多き爲め他のセルビア、ブルガリア、ポーランド等の同種族となり工業的に發達して居た。依て同國は戰後に於ける通貨の下落による好採算を利用して工業品の輸出甚だ盛んとなつた。之に次ぎ大戰後國勢の盛んなりしものはボーランドなりしが、之亦通貨下落を利用してワルシャワ方面及獨逸より接收の上部シレシア地方の工業地帶より工業品の輸出多きに至つた。之に反しユーロ・スラビア、ルーマニア、希臘は大戰の結果領土を擴張せるも國勢振はず、前二者は農產國なる爲め戰後に於ける農產品の下落の爲め、又希臘は

土耳古との戦争久しく終結せざる爲め、又其の結果多數の避難民を吸收せざるべからざるに至つた爲め財政上經濟上苦境に陥つた。而して是等三國は關稅引上及輸入制限により國內工業の發達を計りたるも、右は甚だ無理なる註文であつた。徒らに物價の騰貴を來たし、通貨は一層下落するに至つた。ハンガリア、ラトビア、フィンランド、エストニアは獨逸又は瑞典の文化を受くること多く、諸工業相當に發達して居たが、何れも領土狭く經濟自立にも困難であり、殊に右の中ハンガリアは戰敗國として重要な工業都市及主要農業地帶を周囲のユーゴ、ルーマニア及奥地利に奪はれたるを以て、其の國民經濟は大戰前に比し甚しき困難を極むるに至つた。リツニアはボーランドの文化を受ける農業國、アルバニアは土耳古に類似せる回教農業國なるが、近隣諸國の緩衝地帶として出來たる國に過ぎない。今國際聯盟統計による是等諸國の貿易額を示し國勢を知るの一端となさん。

第十八表 歐洲新興諸國輸出入貿易額累年表
 (單位舊米百萬兩)

ラトビア	一四	五四	七〇二	三〇	二七〇	二六	一一
リツニア	一四	三三	二二	二二	二一	二三	一一
アルバニア	一五	三一	二一	二一	二二	二三	一一
希臘	一一	一九一	一九一	一七三	三七	四二	二二
一五九	一七一	一七九	一七一	一五九	一五九	一五二	一一

次に是等新興國と本邦との貿易關係を表示すれば次の如くである。

第十九表 本邦と歐洲新興諸國との貿易累年表 (單位百萬圓)

國名	大正二年	大正八年	大正一三年	昭和四年	昭和九年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年
ボーランド	輸出	輸出〇・〇三	輸出〇・〇一	輸入〇・三	輸入七・六	輸入〇・二	輸出一・二	輸出〇・九
チエツコ			〇・〇〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇四	輸入四・六	輸入三・七
ユーロースラビ			〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇四	〇・五	〇・一
アルバニア							三・四	一・七
ヘンガリア							二・四	一・六
ルーマニア							一・六	一・六
フィンランド							一・六	一・六
エストニア							一・五	一・五
ラトビア							一・四	一・四

リツニア	一・一	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
アルバニア	〇・六	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
希臘	一・九	〇・五						
	〇・四	〇・一						
	〇・一							

第二 歐洲新興國との條約締結

大正八年六月二十八日調印の對獨平和條約及同九月十日調印の對奧平和條約、同十一月二十七日調印の對ブルガリア平和條約、大正九年六月四日調印の對匈牙利平和條約、同年八月二十日調印の對土平和條約等に因り、歐洲に於て波蘭、チエツコ・スロヴァキア、ユーゴ・スラビヤ、匈牙利、羅馬尼、フィンランド、エストニア、ラトヴィヤ、リツニア、希臘及アルバニアの所謂新興國なるものを生じた(嚴格に云へば、アルバニアは一九一三年(大正二年)七月二十九日即ち歐洲大戰直前倫敦に於て調印せられたる獨、墺、佛、伊、露間議定書により獨立王國として承認せられたるもの、正式に他の關係諸國が承認したるは、對獨平和條約第一編所載聯盟規約に原參加國として記入せられたるに始まる)。本邦は主要同盟國の一つとして講和會議の際之等新興國中波蘭、チエツコ、ユーゴ及ルーマニア、希臘との間に、締結せられたる所謂少數民族保護條約なるものに調印し、これに依りて一定の期間之等諸國に於て、本邦の通商航海に關する事項に付、最惠國待遇を享受したるが、右期間の満了と共に之等諸國との間に新たに通商航海條約を締結するの必要を認めた。之等諸國に於ては未だ國家の基礎充分定まらざる爲め、本邦の主張するが如き通商自由原則の下に規律せらるゝところの完全なる通商航海條約を締結することに同意をせず。從て之等諸國との間に於ける新通商航海條約に於ては、本邦國民の入國、居住及旅行並に船舶及貨物の待遇に付、單純なる最惠國待遇の交換を約するを以て満足するの外なかつた。即ち戰後條約改正方針第三及第四前段に規定する自由開放主義は之を容れ

しむることを得ず。種々困難なる交渉の上辛うじて條約改正方針第四末段に依り、最惠國待遇の交換を承認せしむるを以て満足した。右最惠國待遇と雖も之等諸國に於ては本邦に之れを無條件に附與することに付き困難なる事情があった。夫れは如何なる理由かといふに、之等新興國は、歐洲大戰前墮地利・洪牙利又は露西亞帝國の一部を成したものであつて、之等新興國相互間、又は之等新興國と墮地利・洪牙利又はソ聯邦の產物又は國民に對して、他國に均霑せしむるを得ざる特惠附與の必要に迫まられ居たが爲である。之等の事情の爲新興國との條約は、總て有效期間一ヶ月又は六ヶ月といふが如き短期間を以てするの外、新條約の調印は不可能であつた。又本邦としても右の如き不完全なる條約に對し長期の期間を定むることを不可とした。尙之等諸國は歐洲大戰前一體を成した特殊經濟關係を擁護せんが爲に、所謂ダニエーヴ河流域諸國間の特惠關係又はバルチック諸邦間の特惠關係設定等に對する承認を列國より得んことを其後開催せられた各種國際會議に於て主張したが、右主張は本邦の保持する自由開放無條件最惠國待遇主義に違反するものとして本邦は主義として反対したが、是等新興國との國別條約に於てある程度迄右の如き特惠關係の設定に對して同意を與ふるの已むを得ざるに至つたのである。

右新興國諸國に對する條約改正方針の下に、先づ大正十一年十二月七日川上駐波蘭公使により同國との間に通商條約締結せられた(大正十四年一月八日批准書交換)。右波蘭との交渉には、最惠國待遇と締約國通貨の爲替相場下落との關係に就て困難なる問題を惹起した。即ち日本の主張に依れば假令最惠國待遇の保障ある場合に於ても本邦關稅定率法第五條に規定する獎勵金を受くる貨物に對するが如き場合、又は第五條二に規定する不當廉賣品の如き場合は之れが適用を受けず、自然差別待遇を受くるも已むを得ずとの主張を爲したるに對し、波蘭に於ては右の如き難問題下落の場合に對しては、所謂生產ダンピングの場合と異り當業者の意向によるものに非ざるを以て、最惠國待遇の解釋上差別待遇を爲すを得ずとの主張を爲した。日本と波蘭との條約批准に多大の日子を要したるは、右の如き難問題を解

決するの必要があつた爲めである。結局爲替ダンピングが最惠國待遇の除外例となるや否やは國際法上の解釋によるべき趣旨の公文交換の上批准書の交換を了することとした。

次いで大正十二年十一月十六日本多(熊太郎)駐墺公使によりセルヴ・クロアート・スローヴェン國との間に(大正十四年一月十三日批准書交換)、大正十三年六月七日烟駐瑞典公使によりフィンランド國との間に(大正十五年十月二十二日批准書交換)、大正十四年七月四日駐獨本多大使によりラトヴィア共和國との間に(昭和二年四月七日議定書により第六條、第七條に關し修正を加へたる後昭和三年八月二十五日批准書交換)、大正十四年十月三十日チエツコ・スロヴァキア共和國駐在菊池(義郎)公使により同國との間に(大正十五年十月二十日批准書交換)、更に昭和五年五月二日駐獨長岡春一大使により、リツニア國との間に(昭和六年十一月二十三日批准書交換)何れも新通商航海條約締結せられた。之等の諸條約中、フィンランドとの條約にはエストニア及瑞典に許與したる特惠は本邦に於て均霑し得ざることを定め、之に對し本邦側に於ては、滿洲に對する待遇は、對手國の均霑し得ざることとなることを規定し、ラトヴィア等との條約には、ソ聯邦及舊露西亞帝國の一部を成したる領域に對し附與する關稅上の待遇にして第三國に附與せざるものは、本邦に於て是に均霑し得ざることを定め、之に對し本邦は支那及ソ聯邦に對する關稅待遇を同様最惠國待遇の除外例とした。同様リツニアに對してはラトヴィア及エストニアに附與したる特惠を除外した。尚フィンランとの條約調印は交渉終了後特に遲延せるが、右は先方に於て佛蘭西國に與へたる絹物關稅輕減を本邦品に對し附與を約するときは佛國側に於て苦情生ずることを恐れ、漸く佛蘭西との新通商航海條約の批准を見たる後、日本との新通商航海條約批准に同意したる爲である。

昭和五年六月二十日希臘に於て川島公使の手に依り、アルバニア國との間に完全なる修好通商に關する條約調印せられた(昭和六年六月十一日批准書交換)。右修好通商條約に於ては、入國、居住、旅行は勿論、私權の享有、通商、

關稅、航海事項に至るまで完全なる無條件最惠國待遇を交換し得、アルバニアとの間に特殊の關係に在る伊太利に對しても、最惠國待遇の除外例を設けなかつた。之が爲日本產綿織物は、伊太利又は英吉利がアルバニア國との間に有する通商條約中の協定稅率に均霑し、英國は勿論、宗主國の地位にある伊太利國よりも多額の綿布をアルバニア國に輸入するが如き事態を見るに至つた。羅馬尼亞國との間には、新通商條約の締結を見るに至らざりしに付き、之に代へ昭和五年十月二十二日通商に關する公文交換行はれ、エストニア國との間には同様昭和九年六月二十一日通商暫定取極締結せられた。右エストニア國との暫定取極に於ては、エストニア側に於て、フィン蘭、ラトヴィア、リツニア又はソ聯邦生産の貨物に對して特惠附與の自由を認むると同時に、本邦側に於てもフィン蘭、ラトヴィアとの條約と等しく滿洲國、中華民國及ソ聯邦との間に特殊の地方的經濟關係を促進することを唯一の目的とし關稅に關し、日本國により許與せられ又は許與せらるゝことあるべき利益は最惠國待遇均霑の除外例とした。これは大正七年決定條約改正方針第九後段の實行を見るに至つたもので、後段述ぶるところの大正八年十一月十七日調印の日本パラグワイ間通商條約に其の模範を取つたものである。

第五款 中南米諸國との條約締結

第一 中南米諸國の貿易情勢

歐洲大戰の爲め中南米諸國は其の主產物たる珈琲、羊毛、穀物に對する歐洲大陸諸國への輸出遮斷せられたるが爲め、又獨逸其他中歐諸國よりの工業品の輸入杜絶せられたが爲め、大戰中輸出輸入共甚しく減少、財政經濟上頗る困却其の結果各國とも通貨の大暴落を見るに至つた。尤も北米合衆國及日本よりは歐洲諸國に代り中南米諸國への工業品の輸出増進を見るこゝなつた。歐洲大戰後に於ては歐洲大陸諸國への珈琲、穀物、羊毛等の輸出徐々に回復する

に至りたるも、歐洲大陸諸國に於ける經濟國家主義に基く外國產品の輸入制限の爲め輸出一般に振はず、殊に農產物の輸出は戰前に於ける如き盛況を見るに至らなかつた。自然中南米諸國は日本其他の亞細亞諸國等に對しても穀物、羊毛、棉花、珊瑚等特產品の輸出企圖せざるべからざるに至つた。即ち歐洲大戰の結果中南米諸國と北米合衆國及日本との通商關係は疾に密接を加ふるに至つた。茲に於て本邦としては是等諸國との間に條約關係を設定するの必要痛切なるに至つた。加之本邦としては是等諸國に對して出来るだけ移民を送出し、人口激増による國內經濟上の壓迫を緩和するの必要甚しきものがあつた。尤も中南米諸國中メキシコ、ペルー、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、チリの五國に對しては明治年代より本邦移民の送出獎勵せられ、又既に通商條約も締結せられたるも、是等諸國中メキシコに於ては内亂頻發の爲め、ペルーは常に經濟上不振なりし爲め孰れへも充分なる移民の發達を見るに至らなかつた。之に反しアルゼンチンは經濟狀況良好なりしも、白人主義を保持して本邦移民の送出を喜ばず、チリも亦移民の送出面白からざる事情があつた。依て本邦政府は殘るところのブラジルを唯一の發展地として多大の獎勵を爲した。其の他の中南米諸國に對しては新條約締結により本邦移民及通商關係の發達を計らんことを努め、之が爲め大戰後ボリビア、エクアドル、パラグアイ、及びウルグアイとの新條約締結に成功した。又メキシコ、ペルーとの間には舊條約に對し適當なる修正を爲すところがあつた。

次に大戰後に於ける中南米諸國に於ける輸出入狀況を示さんか、右により大戰後には是等諸國は海外への投資償却の爲め輸出超過額增加の勢ひにあるを窺ふに足る。

第二十表 中南米諸國輸出入貿易額累年表（單位舊米百萬弗）

國名	一九一三年	一九二五年	一九二九年	一九三四年	一九三八年
南米諸國	輸出 三一七	輸出 四九七	輸出 四六一	輸出 一七二	輸出 一七六
ラジル	輸入 三二六	輸入 四二二	輸入 一二四	輸入 一七五	輸入 一七五

更に参考の爲め是等中南米諸國と本邦との貿易關係を示せば左の如し。

第二十一表 本邦と中南米諸國との貿易額累年表
 (単位千圓)

ウルグアイ

英領ギアナ

ベネゼーラ

コロンビア

バラグアイ

佛領ギアナ

蘭領ギアナ

エクアドル

ボリビア

其の他

計

中米諸國

メキシコ

エクアドル

ボリビア

其の他

一一六五

一、三八一

一、三四二

二三、九五七

九六〇、二三五〇

一六七、七三〇

メキシコ

エクアドル

ボリビア

其の他

一一六六

一、三八二

一、三四三

二三、九五七

三、八七四

一、三七〇

ホンジュラス

サルバドル

ニカラグア

コスタリカ

パナマ

パナマ運河地帶

ジャマイカ

ペナマ

ドミニカ

ハイチ

セント・ビンセントトリニティック

セント・ビンセント

パスマス

トリニダッド

キュラソー

九
八
九
八
九

其の
角

10

政治小説

條約の締結あり、而も是等南米諸國との條約は、對等の基礎の下に締結せられ居りしが故に、廢棄の手續を探るの必要を見なかつた。唯右の内墨西哥との條約は明治二十一年大隈外相に於て治外法權撤廃に關する策謀の爲締結せられたるものであるから、其の規定簡單に過ぎ在墨日本人の保護に不充分なるものがあつた。又南米諸國との通商條約は總て有條件最惠國待遇を規定し、而も右最惠國待遇中智利、亞爾然丁及哥倫比亞とのものは、相互に歐羅巴諸國及北米合衆國に許與する特惠に均霑せしむべきを規定し、中南米諸國及亞細亞諸國に與ふる特惠は其の適用の範圍外にあつた。然るに本邦は亞細亞諸國に對し何等特惠を與ふる場合なかりしに付き南米諸國は右除外例の爲め何等不利なきに反し、本邦は是等諸國に於て右除外例の爲め他の南米諸國に對し附與せらるゝ特惠に均霑し得ざることゝなる。依て其の形式は相互的なるも内容に於ては本邦に取り片務的不利益を受くるものであつた。

「單行ノ事の程」
「單行ノ貨物の往來が自由ナ請願に對し且ハ金額ノ割合を作て
之等諸國との間に乞をたる通商船
海條約を締結するの必要に迫られて來た。之が爲先づ墨西哥との間には條約改正の交渉を爲し、同時に條約締結未濟
中南米各國との間に、最惠國待遇の基礎の下に、正式通商航海條約又は少くとも暫定取極の締結に努力することとな
つた。之より先大正三年四月十三日ボリビア共和國との間に智利駐在田付（七太）公使により通商航海條約調印せら

れたるが(大正五年三月十五日批准書交換)、右は亞爾然丁等との舊條約と異り、小村條約の改正方針に則り、其の範を小村日英通商航海條約に採りたるものである。但し第十一條に於ては日英條約と異なり有條件最惠國待遇を規定した。又之に次いで大正七年八月二十六日を以てエクアドル國との間に、修好通商航海條約が華盛頓に於て石井(菊次郎)大使と在米エクアドル公使との間に調印せられた。右條約も亦小村條約改正方針に則り、入國、居住の自由、不動產所有權の相互條件に依る最惠國待遇等を規定すると同時に、產業權、關稅等に關する最惠國待遇に付ては相互に歐洲及米洲待遇(中南米諸國をも含む)を規定したものである。右は日本側の希望に基くところで先方をして日本國民又は日本產貨物に對し、亞細亞待遇の下に歐米と異なる差別的待遇を附與するの餘地なからしめたものである。換言すれば本條約はエクアドル側に於て、日本臣民及日本產貨物に對し歐米國民及歐米產貨物と同様の待遇を受くべきことを保障せしめたのである。其の反面にエクアドル及日本は亞細亞諸國に對し特殊の利益を與ふることの自由を獲得したものである。併しエクアドルに於て歐米諸國に附與せざる特惠を亞細亞諸國に與ふるが如きことは之れなきに反し、日本は亞細亞諸國に特惠を附與することはあり得べきことであるから事實本規定は從來南米諸國との條約に於て歐洲又は北美待遇を規定せるに比し、本邦に採り甚だ有利なるものである。尙同條約に於ては、特にエクアドルに於ける移民の入國及私權の享有に關し公文の交換を行ひ、右共和国法令中移民又は私權の享有に關し、日本臣民と他國民との間に明示又は暗黙(either explicitly or implicitly)に差別を設くる規定一つも存在せざることを宣言せしめた。(尤も同國との條約は此の如く本邦に有利に過ぎたる爲めか昭和十年五月二十三日附を以て同國政府よりの廢棄通告に依り失效したが、右廢棄通告を爲せる所以は、接境諸國に對して特殊の待遇附與の必要に迫まられたる爲なりと説明せられた。爾後本邦とエクアドルとの間は無條約である。)

大正八年十一月十七日バラグアイ共和国との間に、同國首都アスンシオンに於て在智利田付（七太）公使と同國外

務大臣との間に通商航海條約調印せられ、同十年八月二十五日批准交換を見るに至つた。右通商航海條約に於ては小村新條約の形式の下に入國、居住及通商航海の自由に付詳細なる規定を設けられた。而して第十一條に於ては、一般的最惠國待遇に關し有條件主義を規定すると共に特に、第十二條に於ては國境貿易の外「局地的經濟關係を獎勵せん」が爲、各亞細亞又は南亞米利加に於ける隣國に許與し又は許與することあるべき特殊の利益」にして、右の國以外の別國に許與せられるものに就ては、一般的最惠國待遇より除外することとした。(to facilitate frontier traffic or to encourage regional economic relations, but which are not granted to any other foreign country than those above referred to)。之れは先方に於て接境國との間に特殊地方的經濟關係を設定するの必要を主張せるに對し、相互的規定とし本邦側に於ても滿鮮陸境間に特殊關稅を設定し得べき自由を留保せんとの目的に出でたものである。尙同國との間には新條約批准交換前、同國移民法第十四條に於て黃色人種を禁止移民中に掲載し居れるを發見せるに付、特に大正九年十一月二十九日附を以て公文交換を行ひ、「右黃色人種なる字句は一切日本帝國臣民に對して適用あるものと解釋し居らるるも、將來誤解を生ずることを避けるが爲、必要なる手段を成るべく速に講ずべきものなる旨」及「同國に於ては、前記移民法又は其の他の法令の適用上、日本國臣民のパラグアイ國に於ける入國、居住及私權の享有に關し、何れの別國民に比するも之より不利なる明示又は暗黙の區別を設け居らるる旨」を確認せしむることとした。

大正十一年十月十一日附を以て祕露政府は、明治二十八年三月二十日附調印の通商航海條約を廢棄せんことを通告し、之が爲に同國駐在清水（精三郎）公使との間に新條約締結の交渉開始せられた。本邦政府は此の機會に之を新式通商航海條約に改むることに決心し、數次暫定取極に依り舊條約を延長したる後、右帝國政府の方針に依る新條約は、大正十三年九月三十日里馬に於て調印を見、昭和五年二月十九日に至り漸く批准書の交換を見るに至つた。右新

條約に於ては、エクアドルとの條約の例に倣ひ相互に歐羅巴又は北亞米利加の何れの國の臣民又は人民乃至は船舶及貨物に對する等しき待遇を附與することを規定し（同條約第三條及第十九條參照）本邦に採り有利なるものであつた。（然るに本條約に對しても其の後昭和九年十月五日附祕露國政府よりの廢棄通告に依り昭和十年十月五日より其の效力を失ふこととなつた。ペルーとも其後無條約關係である。）

墨西哥政府との間には、舊條約改正の目的を以て、大正十三年中古谷（重綱）公使の手に依り交渉開始せられた。

本邦側は先方の要求せる「個人請求又は訴訟に關し、外交上非干渉の原則及叛徒に依り加へられたる他方締約國臣民に關する責任の免除」に關する規定を新條約第二十五條に挿入することに同意し、之に代へ、小村條約及戰後條約改正方針の下に完全なる通商航海條約を大正十三年十月八日墨西哥市に於て調印するを得、同十四年五月四日批准書交換を見た。同條約第二十三條に於て通商航海及產業に關し一般的無條件最惠國待遇を規定せること、及び同條約正文として、佛語及西班牙語を採用し、日本文を採用せず、又兩者の間に疑義を生じたる場合には、佛文に據ることとするは異例である。蓋し二十九ヶ條の多きに及ぶ新條約を日本文に作成し、其の正文を日本に移牒し査閱を受くる場合に於ては之が爲、多大の日子を要し、其間に墨西哥政局の變動に依り、新條約の調印を不可能とする虞があり、又西班牙正文の作成は墨國憲法上絶対に必要とせしが爲めである。尙右日墨新條約に於ては、最惠國の臣民又は人民といふ代りに「他の友邦の臣民又は人民と同一の地歩を有すべし」(une autre nation amie quelconque)と云ふ文句を採用したが、右は異例に屬するに付同日附公文を以て、右は一切の場合に於て兩締約國の一方は、其の要求の基礎として、第三國の臣民又は人民に許與せらるゝ一切の權利又は特權を選択要求し得べきものなることを宣言し、最惠國待遇の保障と何等異ならざるべきことを確保した。蓋し墨國側に於て右の如き從來に慣例なき字句の使用を提議せる所以は從來諸外國より最惠國待遇なる字句を曲解し種々の難題を持込まれたるを防止せんとの趣旨に出づと說

明せられた。右の如く日墨新條約は、通商自由及機會均等に關する原則を規定する上に於て甚だ完全なるものなりしが、大正九年に至り墨西哥國政府は、新條約第一條第一項並に第二項第一號及第七號に規定する入國、旅行、滯在及居住の自由並に課稅、租稅、手數料又は貢納に關する國民待遇を實施するに困難を感じるに至りたりと提議し、條約の廢棄又は修正を希望し來りたるが故に、右新條約所載國民待遇の保障を最惠國待遇に改むる爲、同年十月八日附を以て日墨兩政府との間に公文交換を行ふに至つた。

昭和四年十二月二十一日には日本國と玖瑪國との間に關稅上の最惠國待遇交換を基礎とする暫定取締結せられた。（其の後、本邦側に於て玖瑪側の希望するが如き煙草又は砂糖の買附を爲さざりし爲、昭和十年一月五日附玖瑪政府よりの廢棄通告に依り右暫定取締は其の效力を失つた。）

其他中南米諸國中ヴェネズエラ及ペナマとの間には、數次の條約交渉ありたるも未だ新條約の調印を見るに至らず。（唯、ウルグアイ國との間には駐アルゼンチン山崎公使の手に依り昭和九年五月十日モンテヴィデオに於て完全なる通商航海條約調印せられ批准交換を経て昭和十五年より實施を見るに至つた。）

第六款 治外法權國との條約交渉

第一 總 説

治外法權制度なるものは、一五三五年佛國が始めて土耳古との通商條約に於て獲得したるキャピチュレーションに其の起元を置くものである。右キャピチュレーションの制度は決して屈辱的觀念より出立せるものではなく、寧ろ非回教徒たる佛國民等の耶蘇教徒に對してはコーラン（回教典）の保護を適用し得ざるが故に、之を本國法の適用下に置くと云ふに止まるのである。而して右治外法權制度は其後英國、伊太利諸都市、蘭、露等歐洲諸國と土耳古との條約により當該國民の爲め許與せらるゝこととなり、先づ當時土耳古帝國屬領地たりし現在のイラツク、アラビア諸國、シリヤ、パレスタン、埃及、リビア、チニス、アルゼリア、モロッコに適用せられた。其の後歐米諸國の東方諸國に對する通商の發展に伴ひ、他の回教諸國たるペルシャ、アフガニスタンに及び、終に非回教國たる支那、安南、暹羅、日本、朝鮮等の東亞諸國と歐米列國との通商條約中に挿入せらるゝに至つた。而して敍上治外法權制度の下にある諸國中日本は遅く明治三十二年七月の陸奥條約改正により其の羈絆より脱し、歐米諸國との間に對等條約を締結するに至つた。其後是等治外法權諸國は日本のなしたるところに倣ひ、其の束縛より免るゝことを努めたるが、先づ埃及は一八七六年混合裁判所制度の採用により一部の治外法權を撤廢し、關稅に付ては一九三〇年二月伊埃通商條約の滿期と共に關稅自主權を獲得し、アルゼリア（一八三〇年）、チニス（一八八一年）、モロッコ（一九〇二年）、又安南（一八八三年）は佛國との保護條約の締結又は植民地として併合せられたるが爲め自然に土耳古領時代の治外法權制度は消滅するに至り、同様朝鮮は明治四十三年日本に、リビア（一九一二年）は伊太利に併合せられたる後治外法權制度は撤廢せらるゝに至つた。歐洲大戰後土耳其は一九二三年のロザン條約により領事裁判權及關稅協定制度共漸進的に撤廢せられた。之より先暹羅は一九〇七年佛暹條約、一九〇九年英暹條約等により移審權許容等の條件の下に領事裁判權を撤廢するに至つた。支那も亦一九一七年に於ける參戰により獨塊國民に關する限り治外法權制度を撤廢し得たるが、更に一九二〇年にはソ聯の所謂革命外交によりソ聯人に對しても治外法權を回復するに至つた。加之一九二〇年の華府會議の際決議第四の結果治外法權の漸進的撤廢の約束を得、之が爲め一九二七年（昭和二年）一月北京に於て治外法權制度撤廢に關する會議開催せられたるも、右撤廢は支那に於ける法制及裁判制度不完全なるの理由を以て右法權等が完備し且つ支那内地を開放するに至る迄無期延期せらるゝこととなつた。之に反しイラツクは歐洲大戰後A式委任統治地域として獨立するに至りたるが、一九三二年十月三日聯盟加入により治外法權制度は一定

條件の下に消滅した。又イランは一九二八年五月十日英國との條約改正以降各國との間に治外法權撤廢に關する條約を締結し、治外法權を回復するに至つた。結局第二歐洲大戰前治外法權の下にあるは支那のみとなつた。尤も支那と雖も關稅自主権に付ては大正十四年（一九二五年）北京關稅會議に於て之れを承認せられ、昭和四年二月一日より國定關稅定率法を實施するに至つたのである（昭和十一年四月外務省條約局第一課調査「各國ニ於ケル治外法權制度ト其ノ撤廢ノ經緯」參照）

第二 治外法權諸國の貿易狀況

是等治外法權諸國は歐洲大戰中中南米諸國と等しく歐洲諸國よりの工業品の輸入本邦により吾國を極むるに至つた。尤も是等諸國は大戰中近距離を利用して聯合國側に原料品を輸出し、右より得たる代價を以て日本及米國よりの工業品の輸入に努めたるが故に是等治外法權諸國と日米との關係大戰以來甚だ密接となり日米兩國は是等諸國に對し一般的に多大の輸出超過を見るに至つた。今試に國際聯盟統計により是等諸國の大戰前後に於ける貿易進展の模様を示せば次の如くである。

第二十二表 治外法權國輸出入貿易額累年表
 (單位百萬圓)

朝

鮮

一五

一四〇

一七七

一五四

二一四

未完備

計

一、〇四七

一、〇八三

九七一

七五二

一、〇八四

是等治外法權諸國に對する本邦の貿易中支那に對しては歐洲大戰中及其の直後に於て歐米諸國との競爭減少の爲め支那に於ける輸出入額の上に於て最も重要な地位を占むるに至りたるも、大戰後歐洲諸國に於ける經濟回復、殊に通貨下落國との競争により支那に對する輸出品中機械類等は漸次壓迫を受け、又華府會議による關稅引上後は輕工業品の輸出最も苦境を極め、互惠協定の締結により稍々其の影響を緩和するを得たるも右互惠協定滿期後は殆んど全滅に歸した。之に反し本邦の滿洲國に對する貿易は、本邦との間に密接なる政治的關係あるが爲め、恰も植民地たる朝鮮、臺灣との間に於ける移出入貿易に對すると等しく其の増進の跡最も目覺ましきものがあつた。本邦と暹羅、イラック、土耳其、土耳古、埃及等に對する貿易も亦右治外法權制度の一體様たる關稅協定制度の下に本邦よりの輸出品に對しても低率なる關稅措置の利益を受けたるが爲め大戰後多大の増進を見るに至り、佛領モロッコに對する輸出も亦同様の理由により甚だ盛況を極めた。

之に反し治外法權諸國より本邦に輸入し得べき完成原料品產出少なき爲め、本邦は常に是等諸國に對し輸出超過に傾きたるが故に是等諸國が關稅自主権を獲得したる後に於て本邦は是等諸國との貿易調節に苦しむに至つた。今参考の爲め是等諸地域に對する本邦との貿易累年表を本邦統計により示せば次の通りである。尙アデンに對する本邦輸出貿易の大部分は同港を仲繼地として治外法權制度の爲め低率なる關稅保障のあるアラビア諸地方及エチオピアに對する輸出を包含するものである。

第二十三表 本邦と治外法權國との貿易額累年表（單位百萬圓）

	國	名	大正二年	大正八年	大正一四年	昭和四年	昭和九年	昭和一三年	昭和一四年
支	那	輸入	一八九	輸出	五〇六	輸入	二一五	輸出	一五〇
滿	洲	輸入	六二二	輸出	三三二	輸入	二一五	輸出	一五〇
土	耳	輸入	三一〇	輸出	一五〇	輸入	一六二	輸出	一七二
泰	古	輸入	一六〇	輸出	一五〇	輸入	一六二	輸出	一六六
	佛領印度支那	輸入	一〇三	輸出	〇三	輸入	一六六	輸出	一四〇
イ	ラ	輸入	二一	輸出	一〇三	輸入	一六六	輸出	一九一
イ	ラ	輸入	一九	輸出	一〇三	輸入	一七一	輸出	一九三
シ	リ	輸入	一九	輸出	一〇三	輸入	一七二	輸出	一九四
ア	ラ	輸入	一九	輸出	一〇五	輸入	一六七	輸出	一九五
ア	デ	輸入	一九	輸出	一三一	輸入	一六七	輸出	一九六
エ	及	輸入	一九	輸出	一三一	輸入	一六七	輸出	一九七
フ	ー	ザ	輸入	一九	輸出	一〇四	輸入	一六四	輸出
佛	領	モ	ロ	ッ	コ	一〇三	輸入	一六四	輸出

西領モロッコ	アルゼリア	チニス	ビア	鮮	計	備考	第三 星羅上の條約改正
四一	二五	一八四	二〇〇	三一七	一一八	一一六〇	香港との輸出入は支那中に包含し、關東州との輸出入は之を滿洲國中に包含す。
八四〇	六八六	八七八	七〇九	七四五	一一七四	七八二	
一、一七四	一、一七四	一、一七四	一、一七四	一、一七四	四〇八〇	四一	
七九二	七一	七一	七一	七一	一〇〇	一〇〇	
一、一七四	一、一七四	一、一七四	一、一七四	一、一七四	一〇〇	一〇〇	
七三九	七三九	七三九	七三九	七三九	一〇〇	一〇〇	
一、一七四	一、一七四	一、一七四	一、一七四	一、一七四	一〇〇	一〇〇	
七九	七九	七九	七九	七九	一〇〇	一〇〇	
六六	三四四	一二二	一二二	一二二	一〇〇	一〇〇	
一、一七四	一、一七四	一、一七四	一、一七四	一、一七四	一〇〇	一〇〇	
七九	七九	七九	七九	七九	一〇〇	一〇〇	

明治三十一年二月一三

同附屬議定書に依り、本邦は暹羅に於て歐米諸國と等しく領事裁判権を有し、又最惠國待遇の規定に依り全面的に協定税率（従價五分を基礎とする従量税率）を受けて居た。然るに暹羅政府は講和條約に於て獨逸、奥地利等をして暹羅國に對し治外法權を拠棄すべきことを規定せしめた。之より先英吉利國民は一九〇九年の英暹條約に依り、又佛蘭西國民に屬する亞細亞人は一九〇七年の佛暹條約に依り、又和蘭等の諸國は新條約の締結に依り各領事裁判権を移審權留保等の條件の下に拠棄し、内地開放の利益を得た。之に對し本邦政府は前記明治三十一年日暹條約中の最惠國待遇に基き内地開放の権利に均霑すべきことを主張した。然るに暹羅國に於ては内地開放の権利に均霑するがためには英暹條約等に於て定むるところの條件に依り領事裁判権を撤廢するを要すと爲し之れを拒絶した。其の結果本邦國民は盤谷其他の開放地に於てのみ土地所有権等を有し、内地に於ては居住権の自由及土地所有権等を享有し得なかつ

た。之が爲に本邦國民は暹羅國內地に於て工場の經營、礦山の開發等に從事するを得ざるの不便がありたるに依り、本邦政府に於ては右英暹及蘭暹條約の規定と本邦戰後條約改正方針とを綜合したるものを以て新日暹條約案を起草し、之を基礎として暹羅國政府との間に新條約締結の交渉を開始せしめた。大正十三年三月十日を以て種々困難なる交渉を経たる後矢田（長之助）公使と暹羅國外務大臣との間に本條約二十一ヶ條と附屬議定書及條約議定書解釋に關する三個の交換公文とより成れる新條約が調印せらるゝに至つた。右本條約は先づ前文に於て衡平互惠の原則に基き條約改定を完成することに決したる旨を規定したる後、第一條に於て日英新條約に準據し入國、旅行、居住及財產の保護に關する國民待遇並に産業權、職業、生業及財產權の享有に對する最惠國待遇を定め、第四條に於ては日佛、日伊及舊日獨條約に準じ、輸出入制限禁止の撤廢に關する絕對的規定を設け、第八條に於て暹羅國の關稅自主權を認むると同時に最惠國待遇を保障し、第十七條に於て領事官の特權に關し最惠國待遇を規定すると同時に、附屬議定書第一に於て日本は領事裁判權を撤廢すること（第一條）、暹羅國法典の編纂に關し日本國は之が修正を要求し得ること、而して右法典の完成する迄日本は其臣民の裁判に關し、暹羅の最高裁判所又は日本領事裁判所に移審權を行使し得ること等を規定し、第二十條に於て本條約の期限を十ヶ年とした。又議定書第一に於て前記の如く領事裁判權の撤廢及移審權の行使に付規定すると共に議定書第二に依り第三國の利益の爲に最惠國待遇を濫用すべからざる旨を規定した。更に本條約第十六條に於て工業所有權の保護に關し最惠國待遇を規定すると同時に、同附屬交換公文を以て陸奧正十三年本條約改正の實益が失はるゝに至つた。（其後暹羅國政府に於ては法典の完成すると同時に完全なる對等條約の締結を希望、之が爲め右矢田條約満期後昭和十一年十一月五日附を以て條約廢棄を通告し完全なる對等の基礎の

下に於て新條約を締結せんが爲め村井（倉松）公使との間に交渉開始せられたるが、其の結果昭和十二年十二月八日盤谷に於て同公使と暹羅國外務大臣との間に新條約締結せられ、新條約は昭和十三年三月四日條約第二號として公布せられた。)

第四 土耳古、波斯、アフガニスタン、埃及等との條約交渉

支那及暹羅以外の領事裁判權の束縛を受くる諸國との條約交渉に於て、本邦は之等諸國に於て本邦臣民が歐米人と同一條件の下に等しく領事裁判權の保護を享有するにあらざれば、新條約を締結することを得ざることを主張した。之に對し之等諸國は亞細亞に於ける先進國たる日本として殊に領事裁判權の苦痛を實感せる日本としては、之等亞細亞後進國等に對し、同情を有し日本先づ歐米諸國に先立ち治外法權を有せざる對等條約に調印すべきことを主張するを常とした。之が爲右土耳古以下の諸國との間に右新條約を締結することは歐米諸國に對する以上に困難を極めたのである。

土耳古との間には、漸くにして歐洲大戰後大正十二年七月二十四日ローラムに於て居住及裁判管轄に關する條約、及通商條約が歐洲諸國と同一の條件の下に締結せられ、本邦は列國と等しく特定條件の下に領事裁判權を拋棄するこゝなりたるに付治外法權問題が解決せらるゝに至つた。

波斯との間には夙に數次交渉開始せられ、大正十三年頃には在伊落合（謙太郎）大使の手に依り、同地駐在波斯公使との間に最惠國待遇交換の基礎の下に新條約殆ど締結を見るに至らんとしたが、日本側より右最惠國待遇に付き土地所有權に關する限りは相互條件を必要とするとの修正を提出するに至り、俄に條約交渉停頓し終に之れが調印を見るに至らなかつた。其後昭和三年在希臘川島（信太郎）公使出張の途次、在波斯二瓶（兵二）外交代表者と共に波斯政府當局有力者に對し新條約の締結を勧説するに至り俄に機運熟し、翌四年三月三十日右二瓶外交代表者と波斯外務大臣

臣との間に、最惠國待遇交換の基礎に依り通商暫定取極締結せらるゝに至つた。是れより先昭和二年中英吉利は波斯との新條約に於て領事裁判權を拋棄したるに付、波斯と日本との間に於ける通商條約締結の難關は除外され居つたのである。

アフガニスタンとの間には昭和五年十一月十九日在英松平（恒雄）大使と、同地駐在アフガニスタン公使との間に修好交通條約締結せられた。右は領事裁判權及關稅事項に關する規定を包含せず、單純なる修好開始に關する條約なりしに付條約締結上左したる困難を惹起しなかつた。

埃及との間には昭和五年三月十九日附を以て通商事項のみに關する暫定取極締結された。埃及は、ヴエルサイユ講和條約締結後事實上英國の保護國となりたるも、土耳古時代に締結せられたる領事裁判權に關する條約各國との間に存在し、又埃及に於ては各國領事裁判所の外土地に關する制度及各國領事裁判權の行使の結果生ずべき衝突を緩和するを目的とする趣旨の混合裁判所が存在して居つた。日本は新條約に依り領事裁判權に關しても最惠國待遇を保有せんことを主張したけれども、埃及側に於ては頑として之れに應ぜず、新條約の締結停頓せしが、他方埃及は希臘との條約に於て、希臘より輸入の葉煙草に對し低關稅を設け本邦は無條約國なるが爲之れに均霑せしむることを得たが、日本人の待遇に關しては他の歐米人と異なり領事裁判所又は混合裁判所の裁判を受くるを得ず、埃及國裁判所即ち所謂土人裁判所の管轄を受くるの已むを得ざるに至つたのである。（之れに反しエチオピア國との間には昭和五年十一月十五日アヂス・アベベに於て完全なる修好通商條約が吉田（伊三郎）大使の手に依り調印せられたが、其の後樞密院に於て批准審議の際エチオピア

の國語たるアマリック語に依る條約正文の意味に不明瞭の點あること等を指摘するに至り、之れが爲批准遲延したが漸くにして昭和七年八月二十六日を以て批准書交換を見るに至つた。尙右條約は有效期間を五年とせるも、其の後昭和十一年伊太利に於てエチオピアを併合したるが爲其の效力を失ふに至つた。)

第五 支那との條約交渉

(甲) 關稅自主權問題

日本と支那との條約關係は先に述べたる如く明治二十九年七月二十一日北京調印の日清通商航海條約及明治三十六年十月四日上海に於て調印の日清通商追加條約に依り律せられてゐた。而して海關稅中輸出稅に就ては依然として一八五八年六月二十六日調印の英清天津條約附屬稅目の定むる所に準據し居るが、輸入稅に就ては現實五分を基礎とし數次改算せられ、最後のものは大正八年八月一日より實施せられたるものであつた。(第三章第五節第三款參照)然るに、歐洲大戰後、獨逸・墺地利・匈牙利・露西亞國民は、支那に於て治外法權を有せざることとなり、ポリビアは大正八年十二月三日調印の支那との新條約の結果、同十三年十二月十七日より同様支那の法權に服従することとなつた。又支那に於ける利權回収熱は大正十四年の革命後益々盛んとなり、甚だしきに至つては明治二十二年わが大隈外相の爲せる所に倣ひ、諸國との不對等條約一切を事態變更の原則の下に、單獨廢棄を主張するに至つた。右情勢に對し、米國は曾て日本に對して爲したる如く支那に對しても最も同情的態度を以て臨み、ヴエルサイユ和平會議に於て支那の要望せるところを出來得るだけ實現せしめんが爲め華盛頓軍縮會議の際を利用し大正十一年二月八日支那をして財政の基礎を鞏固ならしめんが爲、關稅を引上ぐる目的を以て米國、白耳義、英國、佛蘭西、伊太利、日本、和蘭、葡萄牙及支那との間に所謂支那の關稅に關する條約なるものが調印せらるゝに至つた。同條約第一條に於ては前記一九一八年(大正七年)十二月十九日上海に於て改定し翌年八月一日より實施の輸入稅率を更に現實五分に改算引上げを爲

すべく、右改訂を目的とする國際委員會を速かに上海に於て開催し、四ヶ月以内に之を完了すべく、又右改訂稅率は公布二ヶ月後に之を實施すべきことを定めた。第二條に於て一九〇二年九月五日英清間締結の所謂マツケー條約第八條、一九〇三年十月四日の米清條約第四條及第五條、並に一九〇三年十月四日の日支追加通商條約第一條に規定する附加稅(釐金稅等)の撤廢に代へ、支那關稅率を一割二分五厘まで引上ぐべき目的を以て、本條約實施後三ヶ月以内に會議を支那に於て開催すべきことを規定した。次ぎに第三條に於て、右決議實行に至らざる前の暫行的處置として一般稅品從價二分五厘、奢侈品從價五分の附加稅を許可し、現行稅率を現實從價七分五厘又は一割に引上ぐべきことを規定した。而して右華府關稅條約第一條に規定する現實五分再改算に依る新輸入稅率は、其後大正十一年九月二十五日決定し、帝國政府に於ては同年十一月二十九日を以て之に對し承認を與へ、翌十二年一月十七日より實施を見た。華府條約第二條の實行に關しては、支佛兩國政府の間に於ける金法問題未解決の爲め佛國に於て前記關稅條約の批淮を拒否せる爲め甚だ遲延したるも、漸く佛國との妥協成立し、大正十四年八月五日關係國全部の批淮を見て實施を見るに至りしに付、同年十月二十六日より北京に於て支那關稅會議開催せらるゝに至つた。

大正十四年北京關稅會議開催に先ち支那段祺瑞執政政府は、日本政府に對して支那國民多年の要望に應へんが爲め來會議に於て進んで支那の關稅自主權を承認せんとの内諾を求めた。之に對し日本は率先して同情的態度を探るに至つた。即ち從來日本は支那に對する輸出品の性質上關稅引上げに對し關係國中最も保守的であつたものが、北京關稅會議に於ては政治的理由により、華府會議の決議以上に出で率先支那の關稅自主權を承認すべきことに廟議を決定した。右本邦政府の新方針は華府條約に於て支那關稅を一割二分五厘まで引上げ、其の對價として支那をして釐金稅の撤廢を行はしめんとするよりも一層支那に有利なるものである。斯くの如く治外法權撤廢以前に關稅自主權を認める案は元來米國の主張であり、日英兩國殊に日本は其の通商上に及ぼす影響重大なりとして從來右米國主義を支那に認める

用することを頑強に反対したものであるが、北京會議に於て日本は從來の方針を一拋し、米國と聯合して支那の關稅自主權を承認し、一時英國をして外交上防衛的地位に立たしめたものである。蓋し日本に於て新方針を決定せる所以は、支那政府に同情を表する政治的理由ありたる外、關稅增收により支那政府をして所謂不確實借款整理を爲さしむることを欲したると、支那の關稅自主權行使に基く國定稅率實施と同時に之を緩和すべき方法として、日支間互惠關稅協定を締結せしめ得べき成算ありたるによる。從て北京に於て關稅會議開催に關する支那政府の會議招請狀中に、支那政府は華府會議の一九二二年（大正十一年）一月五日太平洋及極東問題第十五回會議に於ける留保宣言に基き關稅自主權問題を提出すべきを聲明するところあつた。而して同會議開會劈頭に於て支那首席全權王正廷氏より巴里會議及華府會議の行縣りを追ひ殊に支那主權獨立を尊重することを約せる九ヶ國條約の精神に顧み關稅自主權回復を求むるものなりとして其内容を説明した。其内容は華府條約規定よりも百歩を進め（支那は三ヶ年後に於て完全に關稅自主權を回収すること、（二）右回収に至る迄の暫定措置として普通品五分、奢侈品一割乃至三割の附加稅を課し得べきことの二點であつた。之れに對し我日置首席全權（副全權は芳澤（謙吉）駐支全權公使）は支那政府の提出せる關稅自主權問題に關し日本政府は極めて友好的考量を加ふるに充分の用意あること、尤も附加稅問題に付ては華府關稅條約第二條規定の範圍に止めらるべく、夫以上に及ぶものに對しては、支那は少なくとも釐金稅の一部を撤廢する筋合なるを説明した。其後十二月二十六日の關係委員會に於て支那委員は更に具體的提案を爲すところあつた。即ち一 參加國は正式に支那の關稅自主權を尊重すべきことを宣言し且現行諸條約中に存する一切の關稅上の制限撤廢に同意す。

二 支那は國定稅率の實施と同時に釐金を廢止す、右國定稅率は遅くも一九二九年（昭和四年）一月一日迄に效力を發生す。

三 支那國定稅率の實施以前に於ては普通品五分、第一種奢侈品（酒及煙草）三割、第二種奢侈品一割の暫行的附加稅を賦課す。

四 前記暫行的附加稅の徵收は本會議作成の關係條約署名の日より三ヶ月後に開始す。

右に對し日本委員は十二月三日左記要旨を提議した。

一 支那國以外の締約國は支那の關稅自主權享有の原則を承認することを聲明す。

二 支那國は直に國定關稅定率法を制定し三年以内に釐金を廢止したる後之を實施す。

三 支那國は前記過渡的期間内に於て輸入貨物に對し華府關稅條約第三條第二項に依り認められたる附加稅を賦課す。

四 右期間内に於て支那國及他の締約國は國別に特定貨物に適用せらるべき相互的協定稅率を包含する條約を締結することを得、該條約は一定の期間其效力を存續す。

五 國定關稅定率法は前項の相互協定條約の實施と同時に實施す。

六 新條約は關稅に關し支那國と他の締約國との間の現行條約に代る。

同日米國委員は支那案と日本案中より互惠協定に關する條項を削除せるものを折衷せる左記の案を提出した。

一 關係列國は一切の貨物に對し一九二六年（大正十五年）二月一日より二分五厘の附加稅を又奢侈品に附ては逐一とも同年七月一日より五分の附加稅賦課を認む右附加稅賦課に依る關稅增收は稅務處之を保管す。

二 陸境に於ても右附加稅の全額を賦課するが爲規定を設くべし。

三 新條約を締結し次の諸項を規定すべし。

（一）右條約效力發生の三ヶ月後より自主權回復に至る迄輸入品に對しては五分乃至一割二分五厘、輸出品に對し

ては五分乃至七分五厘の新税を課す。

- (二) 前項と同一期日より海陸境一律に同一率の課税をなす。
- (三) 關稅增收は稅務處之を保管す。
- (四) 蓄金及類似内地稅の廢止。
- (五) 蓄金廢止の爲關稅收入より資金を各省に分與す。
- (六) 蓄金廢止後不當に蓄金を徵收せられたる者は右支拂ひ金額全額の拂戻を受くるの權利を有す。
- (七) 關稅增收は左の目的に充當す。
- (イ) 地方に對する蓄金の代價。
- (ロ) 拂戻金の支拂。
- (ハ) 不確實債務の整理。
- (ニ) 中央政府の行政費。
- (八) 前掲四、五、六及七の諸項の履行を條件として支那關稅に關する現行條約の制限は效力を失ひ支那國定關稅條例は千九百二十九年（昭和四年）一月一日より效力を生ず。
- (九) 本條約が成る可く速に實施せらるゝ爲方法を講すること。
- (十) 千九百二十八年一月一日前に於て締約國の大部分の要求ある場合には蓄金廢止の實否を決定し且本條約規定の關係事項商議の爲千九百二十八年五月一日支那は締約國代表者の會議を招集す。
- (十一) 英國側委員も大體米國案に近きも、關稅自主權實施に付きては蓄金撤廢を條件とすることを一層明白にせる案を提出した。即ち支那關稅自主權附與の條件として我案は互惠協定の締結と借款整理とを重視するに對し、米英は蓄金廢止を重視せんとするものである。斯くて會議は種々論議を重ねたる末十一月十九日の委員會に於て根本問題たる支那に關稅自主權を附與する爲め新條約中に支那側提案一、を挿入すべきことを決議した。次いで十一月十九日の會議に於て蓄金撤廢に關し左の如く決議した。
- 「支那は國定關稅法實施と同時に蓄金を廢止すべきことを聲明し且蓄金廢止は一九二九年一月一日迄に完全に實行せらるべきことを聲明す」
- 又暫行期間内に於ける附加稅問題に關し支那委員は日本側の主張するが如き右附加稅を華府關稅條約第三條の範圍に止むるときは、關稅增收額三千五百萬元に止まるところ支那所要經費は少なくとも其の二倍を要するの事情を説明し（蓄金廢止補償三千萬元、債務整理三千萬元、財政費千萬元の見積）たるに付日本委員は之に對し整理債務に關する元利支拂三ヶ年モラトリアム案を提出せるも、支那及各國委員等之を喜ばず、結局大勢は華府條約所定以上の暫行附加稅を求めざるべからざるの大勢に至つた。支那委員は右大勢に順應し大正十五年一月二十七日最低二分五厘、最高二割七分五厘とする七種の差等附加稅案を提議したが、更に右差等附加稅案は大體列國委員の同意を得たが其の性質上華府條約以上のものにして、關係各國全部の同意を得ざれば實施し得ざるものなるに鑑み、二月十八日至り右差等附加稅實施に至る暫行措置として華府條約所定の附加稅を大正十五年七月一日より實施すべき決議案を提出したるが、本邦委員は華府條約所定の附加稅と雖も、之を無條件に實施するを得ざるを主張し、其の結果三月十八日委員會に於て(一)附屬表所定の品目に付ては支那現行關稅率と同額、其他の物品に付ては其の半額の附加稅を本決議實施三ヶ月後海陸輸入貨物一樣に實施すること、尤も右決議後十日以内に本國港を發せる輸入貨物は之を免るべきこと、(二)本附加稅增收による收入使途は本會議に於て大正十五年五月三十一日迄に決定すべく、若し右期日迄に決定に至らざるときは、上記附加稅の實施は右使途決定の十五日以後迄自動的に延期せらるべきことを決定した。

然るに其後南方支那革命軍の勢強く、大正十五年（一九二六年）四月には北京にクーデーター起り段執政府崩壊せるに付、右政府を相手とする北京關稅會議は無意味となれるに付同會議は最後決定を見るべくして大正十五年七月三日解散を爲すの止むなきに至つた。併し同會議に於ては散會前既に重大問題に付決議を見たる次第なるに付、右決議の線に沿ひ、支那革命政府は列國政府の反対を無視し、廣東關稅に於ては大正十五年十月十一日より上海南京等の稅關に於ては昭和二年一月二十日、又漢口稅關にては昭和二年二月三日より右華府條約第三條による附加稅を實施した。張作霖支配下の北京政府も亦昭和二年一月十二日付大總統令を以て之を實施すべきを布告し、同時に釐金裁撤準備令を布告した。而して昭和三年七月二十五日先づ米國政府との間に支那の關稅自主權を承認せる新條約調印せられ、英國（昭和三年十一月二十七日）、以下の列國も之に倣ふに至り、支那は更に進んで昭和三年十二月五日付布告を以て既に北京關稅會議に於て列國委員との協議により決定せる所謂七種差等附加稅を昭和四年二月一日より實施するに至つた。此の間に立ち日本は右兩暫行率の制定に對しては強て反対せざりしも、右支那の關稅自主權承認條件たる互惠條約締結と不確實債務整理の交渉進捗せざる爲め、列國の擧に倣ふを得ず、之が爲め昭和三年七月十九日付を以て支那政府より日支通商航海條約修正期を利用して之が廢棄を通告し、本邦政府は其の廢棄は日清通商航海條約第二十六條の明文に從ひ實效なきを支那政府に對し通告するなど、日支關係は再び緊張するに至りしが、昭和五年五月六日懸案中の日支互惠關稅協定調印同十六日實施せられ、日本は改めて支那の關稅自主權を承認し、茲に難問題は解決せられ、支那は新國定稅率法を同年十二月二十九日公布、之を翌昭和六年一月一日より實施するに至つた。

斯くての如く大正十四年十月開催の北京關稅會議に於ては政治的理由により日本の態度緩和に依り、列國は支那をして昭和四年二月一日を以て所謂七種差等附加稅を、又昭和六年一月一日を以て國定稅率を公布實施せしむることとなつた。

(乙) 治外法權問題

治外法權の撤廢は國際慣行上關稅自主權の承認と平行して行はるゝか、又は寧ろ後者に先んじて行はるべきものなるが、華府會議に於ては米國政府の方針の下に右國際慣行を無視し關稅自主權の撤廢を主とし、治外法權撤廢に付ては單に關係國の専門委員會を組織し、支那法制の現情を調査せしむべきを決議するに止めた。蓋し米國政府は多數の在支那宣教師の保護等の見地より支那に於ける治外法權撤廢に熱心ならざりし爲めである。即ち一九二一年（大正十一年）十二月十日軍備制限に關する華府會議の決議第五に於ては軍備制限會議に於て太平洋及極東問題の審議に參加したる諸國即ち米、英、佛、伊、日、蘭及葡の各代表者は一九〇二年九月五日の英清條約、一九〇三年十月八日の米清條約及一九〇三年（明治三十六年）十月八日の日清條約に於て是等關係諸國は支那政府が其の司法制度を改正して之を西洋諸國の同制度に適合せしむることに付表示したる希望を達成することに關し一切の援助を與ふべきことを約

定し且支那國法律の状態、其の施行の設備及其他の要件にして當該國が満足を表するときは其の治外法權を撤去するに躊躇せざるべきことを聲明したる事實を了承し、又右華府會議に於て支那國委員の表示したる願望に同情を有するところ、右目的に適應すべき如何なる決定を爲すに付ても支那國の法律、司法制度及其の運用手續に關する複雜なる實狀の確認及理解を前提とすべきものなるにより先づ前記諸國政府は一委員會を組織し「支那ニ於ケル治外法權制度實施ノ現狀並支那ノ法律、司法制度及司法運用手續ヲ調査セシメ、依テ以テ右事項ニ關スル右委員會ノ事實調査並ニ支那國ニ於ケル司法運用ノ現狀ヲ改善スル爲メ及治外法權ニ關スル各國ノ權利ヲ漸次ニ又ハ其他ノ方法ニヨリ撤去スルコトニ付各國ヲ首肯セシムベキ立法及司法上ノ改正ヲ實行セントスル支那政府ノ努力ヲ援助シ且促進スル爲メ其ノ適當ト思惟スル手段ニ關スル勸告ヲ前記諸國政府ニ報告セシムベシ」との趣旨の決議を爲した。而して右決議による委員會は同會議終了後三ヶ月内に組織、一ヶ月以内に其の報告及勸告を提出すべきことを命ぜられたるも、前記の如く華府關稅條約等の批准は金フラン問題を繞つての佛國政府の反對及支那政治上の不安等より數次其の開催を延期し、漸く一九二五年（大正十四年）末關稅に關する特別會議と前後して北京に招集せられ、大正十五年（一九二六年）一月十二日其の開會式を北京冬宮内の居仁堂に於て舉行するに至つた。同委員會は支那國王（龍惠）司法總長を委員會名譽議長に、米國委員サイラス・エイチ・ストローヌン氏を同議長に、又佛國委員ツーサン氏を同副議長に推舉し、英國よりは委員としてスキナー・ターナー氏、伊太利よりはデー・ド・ロツシー、日本よりは日置駐支公使之に參加し、其他支那の治外法權國たる白、丁、蘭、諾、葡、西及瑞典よりの委員も參加した。先づ委員會に於ては其の任務遂行の順序として支那國の法規及裁判制度並治外法權實施の現狀に付事實上の調査を行ふこととしたるが、治外法權實施の現狀に關しては各關係外國より其の治外法權制度の概略を覺書に記述したるものを委員會に提出し、之に對し支那側委員は兩度に亘り覺書を提出し、各國の提出せる報告書に對し批評を試むるところがあつた。而して委員會は

治外法權制度及支那國一般司法制度適用の實際を知るが爲め、其の全員を以て北京所在の審判廳、檢察廳及監獄の觀察を爲す外旅行班を組織し五月十日より六月十五日に至る間漢口、九江、南昌、南京、上海、青島、奉天、吉林、哈爾賓、天津の順序を以て其の地の審判廳、檢察廳及監獄並に特別會審衙門を視察するところあつた。

其後委員會は關係國に提出すべき報告書の作成に從事したるが、日、英、米、佛、蘭の五國委員之が起草委員となり、一九二六年（大正十五年）七月二十三日より約三ヶ月間之が起草に費したる後、九月十六日を以て報告書の作成を了するに至つた。即ち同委員會が大正十五年一月十二日開會式を擧げてより約九ヶ月其の間總會を開くこと二十三回に及びたるものである。而して右委員會より關係國に提出すべき報告書は四部より成り、第一部に於ては支那國に於ける治外法權實施の現狀、第二部に於ては支那國の法規並裁判及監獄の制度、第三部に於ては支那國に於ける司法運用手續、第四部に於ては支那國司法制度及治外法權に關する委員會の勸告を擧記した。右報告に對し支那委員は第一部乃至第三部に掲げる記述に付留保を爲し、又第四部に付ても一の覺書を委員會に提出し、(イ)委員會が治外法權の即時撤廢を専早と爲したるは支那國上下の司法改革運動並に治外法權撤去の意氣を沮喪せしむるものなるも、(ロ)支那國政府は銳意勸告に掲げられたる支那國司法制度の改善を實行すべきに依り、(ハ)列國は右實行完了の通知を受けたる後直に治外法權撤廢の商議に着手すべく、(ヘ)其の以前に於ても勸告中に掲ぐる治外法權實施の現狀に對する改善策を實行し以て支那國官民の期待に副はれ度しとの趣旨を聲明した。

右報告書第四部に掲げたる委員會の勸告の全文を参考の爲め掲ぐれば次の如くである。

委員は其の審査を完了し且本報告の第一部、第二部及第三部に掲ぐる事實を認定し茲に左の勸告を爲す。

委員は本勸告事項が相當に實行せらるゝに至らば諸國に於て其の各自の治外法權に關する權利を拋棄することを得べきものと認む。

治外法權拠棄の上は關係國の人民は一般の國際慣行に従ひ及公正且衡平なる基礎に依り居住及營業の自由並私權を支那國の一切の部分に於て享有すべきものとす。

勸告事項

支那國に在る一般人民に關する司法の運用は之を裁判機關に委することを要す。裁判所は政府の行政其の他一切の文武官憲の不當なる干渉に對し有效に保護せらるべきものとす。

一

支那國政府は支那國の現存の法制並司法及監獄の制度改良の爲左の計畫を採用すべし。

一 同政府は法規並司法、警察又監獄の制度に關する本報告第二部及第三部記載の意見に適應するに必要なるべき改正及措置を爲すの目的を以て右第二部及第三部に付考慮すべし。

二 同政府は左の法規を完成し且之を實施すべし。

- (一) 民法典
- (二) 商法典（手形法、海法及保險法を含む）
- (三) 改正刑法典
- (四) 銀行法
- (五) 破産法
- (六) 特許法
- (七) 土地收用法

(八) 公證人法

三 同政府は支那國法規に付不確實なる所なからしむる爲其の正式なる制定、公布及廢止に關する統一的制度を設定し且維持すべし。

四 同政府は縣知事衙門並舊式の監獄及看守所廢止の目的を以て新式裁判所、新式監獄及新式看守所の制度を擴張すべし。

五 同政府は裁判所、看守所及監獄並其の職員の維持の爲に相當なる財政上の施設を爲すべし。

三

前記勸告事項の全部が相當に實行せらるゝ時期前に在りても其の主要なる事項にして實行せられたる後は關係國は支那國政府が希望するに於ては其の際協定せらるべき漸進的計畫（地理的、部分的又は其の他の）に従ひ治外法權の撤廢を考慮するを妨げざるべし。

四

治外法權の撤廢に至る迄關係國政府は本報告第一部記載の意見に適應するの目的を以て右第一部に付考慮すべく且治外法權の現在の制度及行使に對し必要あらば支那國政府の協力を得て左の變更を加ふべし。

一 支那國法規の適用

關係國は其の採用することを適當と認むる支那國の法規を自國の在支正式裁判所又は領事裁判所に於て成るべく適用すべし。

二 混合事件及會審衙門

關係國の國民を原告とし支那國法權の下に在る者を被告とする混合事件は通則として外國會審官が審理の監

視又は其の他の方法に依る干與の爲臨席することなく支那國新式裁判所（審判廳）に於て裁判せらるべし。現存の特別混合裁判所に關しては其の構成及訴訟手續は租界の特殊事情の許す限り支那國新式裁判制度に依る構成及訴訟手續に一層適合せしむべし。治外法權國の人民にして在支外國正式裁判所又は領事裁判所に出廷する資格を有する辯護士は支那國辯護士を律する法令に從ふに於ては一切の混合事件に付外國人又は支那人の訴訟代理人たることを許さるべし。右事件に付業務に從事する爲の資格として何等の試験を必要とせざるべし。

三 治外法權國の人民

- (イ) 治外法權國は支那人並事實上全部又は大部分支那人の所有に屬する營業及船舶業に對し外國の保護を及ぼすこととに因り生じたる濫用を匡正すべし。
- (ロ) 支那國に於ける自國民に對し現に強制的定期登録を命ぜざる治外法權國は右定期登録の施設を爲すべし。

四 司法上の協力

支那國官憲と治外法權國官憲との間及治外法權國官憲相互間の司法上の協力（司法共助を含む）に關する必要な取極を爲すべし。

例へば

(イ) 外國人と支那國法權の下に在る者との間に於て仲裁手續に依り民事事件を解決すべき旨を定むる一切の約定は其の當事者が治外法權國在支正式裁判所又は領事裁判所の管轄下に在る場合に於ては右正式裁判所又は領事裁判所に依り、支那國裁判所の管轄下に在る場合に於ては右支那國裁判所に依り承認せらるべき、且右約定に従ひ爲されたる仲裁判断は執行せらるべし。但し管轄裁判所が右判断を公の秩序又は善良の風俗に反すと認むるときは此の限に在らず。

(ロ) 支那國裁判所に依り正當に發せられ且權限ある支那國官憲に依り證明せられたる支那國法權の下に在る者に關する判決、呼出狀及逮捕又は搜查の令狀の迅速なる執行に付支那國政府と關係國との間に満足なる取極を爲すべし。治外法權國人民に關する同様の事項に付亦同じ。

五 課 稅

治外法權の撤廢に至る迄、關係國の人民は支那國政府の權限ある官憲に依り正當に公布せられたる法令に規定せられ且關係國に依り自國民に適用せらるべきものと承認せられたる課稅を納付することを要す。

一千九百二十六年九月十六日北京にて署名

此の機會に明治四十五年（一九一二年）一月一日支那の所謂辛亥革命成功中華民國成立したる以降昭和四年（一九二九年）に至る迄に於ける支那の法制發達模様を概觀せんに、明治四十四年十二月二十九日各省代表者會議を南京に開催、選舉の結果孫文は臨時大總統に當選翌年一月一日南京に於て就任、國名を中華民國と改め就任の日を以て民國元年一月一日とした。同年二月十二日に至り宣統皇帝退位に關する上諭が發布せられ、袁世凱と革命政府との妥協の結果、二月十五日南京革命政府は改めて袁世凱を臨時大總統として選舉し、袁は三月十日北京に於て大總統に就任するに至つた。之より二月七日南京の參議院に於て中華民國臨時約法案が起草され、臨時大總統孫文の名を以て之を公布した。民國二年（一九一三年）二月上旬國會組織法に基く總選舉行はれ、國民黨二六九對反對黨一二〇を以て民國第一次國會組織せられた。然るに袁總統は國民黨議員に壓迫を加へ、李烈鈞、胡漢民等を罷免したるに付同年七月十二日李烈鈞は江西省湖口に於て所謂第二次革命を起し黃興等の國民黨將領之に應じたが、九月一日南京陥落孫文は臺灣へ遁れた。

右第二次革命失敗の結果袁は國會による正式憲法制定に先立ち民國二年十月六日國會選舉人を強制して自己を正式

大總統に選ばしめ、十月十日其の就任式を挙げた。然るに國會之に同意せざりしに付十一月四日國民黨の解散令を發布し、又四百三十八名の議員の資格を奪ひ事實國會の開會を不能ならしめ、之に代へ立法機關として中央政治會議組織令を發布した。民國三年（一九一四年）一月十日袁は改めて大總統令により國會を停止し、更に二月八日各省議會を開散し、五月一日に至り民國元年の臨時約法が佛國憲法に則り大總統の權限を甚しく限定せるを改め大總統の權力を擴張せる修正中華民國臨時約法を公布するところあつた。而して右新約法の下に政事堂組織令、大元帥府組織令、參政院組織令が公布され、更に同年七月内閣各部官制が公布せられた。

民國四年（一九一五年）二月一日來るべき民國五年（一九一六年）を洪憲元年と改め袁世凱皇帝即位式を行ふことに決したが、右帝制問題を契機に第三革命勃發、十二月二十三日雲南省唐繼堯から帝政反對を通告する等あり、外交上にも日本政府之に反對せるが爲め結局袁世凱は翌民國五年（一九一六年）一月二十一日帝制延期の通告を發するに至つた。然るに革命軍たる護國軍は右袁の帝制取消に満足せず袁の隠退を迫りたるが、六月五日袁總統病死せる爲め同七日副總統黎元洪が大總統に昇格し、段祺瑞を國務總理とした。

茲に於て黎總統は六月二十九日舊約法及舊國會開會を宣言し、八月一日舊國會再開革命軍との和議をしたが、段總理以下所謂北洋派は之を悦ばず、安徽督軍張勳等十三省の督軍は舊國會反對を通電し遂に翌民國六年（一九一七年）に入ると對獨斷交に關し段國務總理は國會と衝突、五月二十三日其の職を免ぜられたる爲め、之を否とする奉夫督軍張作霖等は獨立を宣言し、安徽督軍張勳は入京黎總統を脅かして六月十二日國會を解散せしめ、七月一日清帝の復辟を宣言した。然るに之に對し七月十二日段祺瑞は張勳討伐の師を起したる爲め復辟は一舉に覆へされ、馮國璋、黎元洪に代り大總統に就任したが、上海にあつた孫文は之に服せず、八月三十日國民黨系議員を廣東に集めて非常特別國會を開き、九月十日軍政府を組織し、孫文は自ら大元帥に就任した。之により支那は其の政權南北に分裂又東三省は

張作霖の下に獨立の姿となつた。

民國七年（一九一八年）北方に於ては十月十日馮總統の任期が満了の爲め選舉が行はれて徐世昌之に代つた後南北和平會議が民國八年（一九一九年）二月二十日上海に於て開かるゝこととなつたが和平成立に至らなかつた。民國九年（一九二〇年）七月十五日段祺瑞及馮國璋兩派の間に所謂安直戰爭開始せられ、其の結果七月十九日段祺瑞は再び國務總理を辭職し爾後吳佩孚の一派は北方を壓倒するに至つた。徐世昌大總統は再び十月三十日統一籌辦善後令を發し全國統一を謀つたが、其の目的を達しなかつた。民國十一年（一九二二年）第一次奉直戰爭の結果北京政局は愈々吳佩孚に支配せらるゝに至りたる爲め、吳は舊國會恢復と黎元洪の復位とを求め、黎は六月十一日入京復位し、翌一二日民國六年（大正六年）張勳により爲されたる國會解散令を取消し、八月一日正式に舊國會を三度び開會した。之に對し廣東に於ける孫文の軍政府は服せず、北方に於ける安徽、奉天兩派と氣脈を通じ北伐計畫を樹て四月江西に迫つたが却つて廣東に於ては陳炯明、北京の吳佩孚と通じてクーデターを起し北伐は失敗するに至つた。

然るに民國十二年（一九二三年）となると六月十三日黎大總統は直隸派の爲め解職せしめられ、曹錕之に代つて大總統に就任した。十月十日新憲法を發布したるが實施に至らなかつた。民國十三年（一九二四年）第二次奉直戰開かれたる際馮玉祥軍は吳佩孚を裏切り十月二十三日北京を占領、國民軍を組織し其の總司令となり馮國民軍總司令は十一月五日廢帝を宮城から逐はしめた。同十七日になると奉天派の將領張作霖は段祺瑞と會合の上護憲政府を組織し馮軍を北京より逐ひ出し、其の結果二十四日段祺瑞臨時執政となり、前年十月十日發布の曹錕憲法を取消し、臨時約法及國會消滅を宣言した。之に對し孫文は九月十八日第二次北伐開始を宣言、十一月十二日廣東出發の北伐軍は上海に到達したが夫より天津直行の船舶なき爲め單身日本經由十二月三十一日北京に入つた。之に對し民國十四年（一九二五年）二月一日段祺瑞は時局善後處理會議を北京に開催したが、國民黨側議員の全部出席せざりし爲め法定の三分の

一に満たない爲め開會不能に終り、三月十二日孫文も逝去し南北和平に付何等成果を收むるに至らなかつた。民國十五年（一九二六年）三月二十四日吳佩孚のクーデターの結果四月二十日段祺瑞臨時執政職を辭し下野するに至つた。然るに民國十六年となると六月十八日張作霖は北京に再び軍政府を組織し大元帥に就任赤化討伐を宣言した。同政府は翌民國十七年六月二日迄續いたが、蔣介石北伐軍は同年六月九日北京入城、張作霖を北京より逐ひ出し北伐完成を孫文の靈前に奉告するに至つた。

之より先南方に於ては民國七年（一九一八年）五月廣東非常國會に於て軍政府改革案が通過、孫文の獨裁を改め岑春煊等七政務總裁の合議制と爲し、孫文は右政務總裁の一人に任せられたるも之に満足せず、同月二十二日日本に亡命したが、新軍政府は七月五日正式に成立した。民國九年十月十日孫文は再び支那に還り、上海に於て中國國民黨規約を宣言、中華革命黨を改組し之を中國國民黨と爲し、三民主義を實現し共和政體を確立せんとの新政策を採用し、他方翌民國九年（一九二〇年）三月に至り廣東軍政府は督軍李根源の壓迫の爲め成立不可能となりたるを機とし孫文等は廣東軍政府を無効とし、上海にて軍政府を組織したるが、十二月五日孫文に同情ある陳炯明により廣東が回復せらるゝや、廣東に於て軍政府政務會議再會せらるゝに至つた。民國十一年（一九二一年）廣東國會は四月七日中華民國政府組織大綱を決定、五月五日孫文を大總統に就任せしめた。民國十一年四月孫廣東政府大總統は北伐を計畫江西に迫りたるも陳炯明のクーデターの爲め失敗せること前述の通りなるが、民國十二年（一九二三年）二月二十一日三度廣東に歸つて國民軍の大元帥に就任するに至つた。次いで十月孫文は國民黨改組特別會議を召集、十一月其の改組宣言を公にした。民國十三年（一九二四年）一月二十日廣東に於て開催せられたる國民黨第一全國代表大會に於ては聯俄、容共、勞農の三條件を採用するに至り、四月十二日孫文により起草せられたる國民政府建國大綱制定公布せられ、右により孫文は國民革命の進行過程を軍政、訓政、憲政の三時期に分ち、順次其の實現を期した。

民國十四年三月孫文逝去の爲め廣東軍政府は胡漢民を部務大元帥とし、政務を執行したが、六月三十日國民黨中央執行委員會の決議により之を中華民國國民政府と改稱するに至り、七月一日中華民國國民政府組織法が公布せられ、又大本營を排して委員合議制と爲し、汪精衛が其の委員長となつた。然るに八月二十五日に至ると蔣介石等は右翼派（非共產派）彈壓のクーデターを實行した。翌民國十五年（一九二六年）一月四日汪精衛を首領とする國民黨左翼派は廣州に於て第二次全國代表大會を開催したが、廣東國民政府は六月六日正式に北伐を決定し、蔣介石を革命總司令に任じ北伐軍は九月漢口、漢陽、十月武昌を占領するに至つた。民國十六年（一九二七年）國民黨左派は共產黨と合體し二月武漢革命政府を樹立し、蔣介石の權力に制限を加へるに至つたが、蔣介石は敢て意とせず三月二十四日南京を占領し長江以南の各省を青天白日旗の下に收めたる後蔣介石は武漢政府に對抗して四月十八日南京に國民政府を樹立すると共に共產黨の徹底的排撃を宣言するに至つた。同年九月六日武漢政府と南京政府の合體協定成立した。民國十七年（一九二八年）二月七日南京に於て開催の國民黨第二次中央執行委員會第四次全體會議に於て蔣介石を中央政治會議の主席に選舉した。

之より先民國十七年一月九日蔣は革命軍總司令に復歸し、北伐の途に着いたが、前記の如く六月九日北伐成功南京に凱旋するに至つた。同年十二月九日國民黨中央政治會議で國軍編遣委員會條令が通過し、右委員會は民國十八年（一九二九年）一月南京に開催せられた。而して右條令の意圖するところは二百萬に餘る全國軍隊の兵數を八十萬以下とし全國を六編遣區に分つにありたるが、馮玉祥、李宗仁等の反対で成立せなかつた。三月十八日より十日間南京に於て國民黨三全大會開催、國民黨總章八十六ヶ條の改修、國軍編遣進行程序大綱の追認、訓政期に於ける經濟建設實施綱要方針、新中央執行委員の選舉等が決定せられた。此時以來汪精衛派、李宗仁等の廣西軍閥、馮玉祥等の北方軍閥等蔣の中央集權政策に反対したが其の目的を達せず、中國共產黨も蔣主席より排撃せらるゝに至つたが、右中國軍

座軍（紅軍）は毛澤東、朱德等に率ひられ僻地に其の根據を張るに至つた。

斯かる支那の分裂せる情勢の下に支那共和國成立以來支那の立法事業は遅々として進捗せず、先づ民國元年三月中華民國暫行新刑律公布せられ、其後民國三年司法權の獨立及法制完備の爲め司法部は二月十日法律編纂館を設置し、右編纂館は其後民國七年修正法律館に改め改法事業を繼續したが、此の間差したる實蹟なく僅に民國三年三月十一日礦業條例を、又同年三月三日商人通例を公布施行したのみである。尤も民國四年六月二十日從來の法院編制法を改め甚方審判廳、高等審判廳及大理院の三審制を採る法院編制法を公布し、重要省及開港地、其他の地方重要都市に實施したことは特記すべきである。又民國四年一月六日權度法公布され、同年七月國民學校令及高等小學校令公布せられ、八月二十八日銀行公會章程制定公布せられ、十二月十四日商會法公布せられたことも注意すべきである。而して其後は支那の參戰、袁總統歿後に於ける支那内亂の爲め法典編纂事業は一時中止せられたるも漸く民國十一年三月廣東政府は労働組合法（工會條例）を公布し、南京國民政府に於て民國十七年三月十日中華民國改正刑法公布せられ、九月一日より施行せられ更に同年九月十日禁煙條例發布せらるゝに至つたのみである。之より先南京國民政府は民國十六年八月二十日司法部訓令を以て從來の法令は國民政府の法令に反しない限り暫行的に之を認むべきことを公布せらるが、民國十八年（一九二九年）に入ると國民政府は過去三十年間の懸案たる改法事業を一氣呵成に完成すべく決心したりと見え、先づ民法總則立法原則審査員に命じ三民主義を以てする總則立法原則第十九項を定めしめたが、同年四月二十日立法院は民法總則法案を可決、五月二十五日公布、十月十日より實施された。續いて第二編以下第五編も制定公布するに至つた。又同年三月五日國籍法を公布するに至つた。

國民政府に於て此の如く急速に立法手段を探りたる所以は、前述民國十六年公表の支那國治外法權に關する委員會報告等に鑑み不對等條約改正の爲めには一般文明國に等しき諸法典の編纂公布の必要を痛感したるが爲めである。果

然支那國民政府は右民法典等の制定公布と平行して外交手段を探るに至つた。即ち民國十八年四月二十七日付公文を以て英、米、佛、蘭、諾、伯の六箇國に對し成可く速に治外法權を撤廢せんとの同文通牒を發したるが、右通牒の要旨は、治外法權撤廢の必要は巴里及華府會議に於て支那代表の累次聲明したるところであり、支那の發達と兩立せざるのみならず、支那に於ける法制も完備し民法及商法も近く準備を終り、民國十九年一月一日迄には公布すべく、又近世的法廷及監獄は支那各地に於て既に建設せられ、又は建設中である。既に治外法權を撤廢せる外國人も支那の法律による保護に満足し居るに徵するも一切の諸外國は之を撤廢するに何等躊躇を要するものに非ざるべし。從て最短期間に領事裁判權の撤廢を要求するものなるが故に速に同情的回答を得たしと云ふにある。

而して右六ヶ國のみに對し治外法權撤廢の通牒を發したる理由として支那政府の説明するところによれば、支那に於ける治外法權の關係國は二十五ヶ國なるところ、其の中ロシア、獨逸等の十ヶ國は戰爭の爲め其の權力を失ひ、白、伊等の七ヶ國は一定條件の下に此の權利を撤棄することゝ認めて居り、又日本、瑞典、ペルーの三ヶ國との間に於ては舊條約既に滿期となり居るに付、新條約締結の際右改正を議定すべく、從て残りの六ヶ國のみが條約期限未滿了なるに付、之が改正に付交渉を爲さんとす。之今回同文通牒を發すことになつた所以であると云ふのである。其後右同文通牒を發して旬日ならざる五月八日に國民政府は曩に民國元年辛亥革命の際上海に於て設置せられたる共同租界臨時法院回収の要求を提示し、更に六月二十八日には矢繼早に前記六ヶ國に對し同文通牒に對する正式回答を督促するところがあつた。依て北京外交團に於ては此の問題の爲め、七月十一日を以て會議を開催したるが、前記治外法權問題に關する國際委員會勸告中に示されたる條件は未だ殆ど充足せられるものなるに付直に支那の要求を容るゝは時期尚早なりとするに決定し、又上海臨時法院問題に付ては支那政府側に對し好意を示さんが爲め之を地方的に取扱ふことゝすべしとの態度を決定した。尤も曩に支那革命政府より排貨等を受け、之を緩和せんが爲め漢口、九江（以

上民國十六年三月十五日)及鎮江(民國十八年十月三十一日)に於ける專管租界を支那政府に還付した英國政府は治外法權撤廢問題に付ても寛大なる態度を以て支那政府に臨み、同年十二月二十日外相ヘンダーソンより駐支英國公使に對する訓令を以て支那に於ける領事裁判權の漸進的撤廢の道程は民國十九年一月一日より開始せらるべきことを承認し、國民政府が右趣旨により聲明を爲すことに對しては毫も異議なく、而して支那現政府の安定次第領事裁判權の漸進的撤廢に關する商議を進むることの用意あることを支那政府に對し回答すべきを以てした。

右英國の緩和的態度に勢を得た國民政府は右民國十八年十二月二十七日の中央政治會議に於て法權撤廢問題に付討議を重ねたる結果

- 一 支那國內に居住する外國人は一律に民國十九年一月一日より支那政府の頒布する法律に服從すること。
- 二 支那に在住する外國人の訴訟其の他に關する辦法を速かに制定公布すること。

の二方針を決定し、民國十九年二月二十八日領事裁判權撤廢に關する國民政府令なるものを公布し、民國十九年一月一日より中國に居住する一切の外國人民にして現に領事裁判權を享有する者は一律に中國中央政府の法權を遵守すべく、之が爲め行政院及、司法院をして主務機關に轉飭し速に實地辦法を起案せしむべく命令すると同時に駐外使臣に對し王(正廷)外交部長の名を以て右趣旨を通達、同時に右王部長の名を以て國民政府の決心を中外に聲明するところあつた。固より斯くの如き支那政府の獨斷的態度に對しては何れの列國も之を無視し、治外法權の撤廢を承認するものなかつた。(東亞同文會刊行「支那年鑑」、小島昌太郎著「支那最近大事年表」参照)

之れを要するに支那との條約改正は國際慣例として行はれたる治外法權撤廢と、關稅自主權附與とは不可分のものたるべきこと、寧ろ先づ治外法權撤廢せられ然る後關稅自主權附與せらるべきものなることの一般國際原則を無視し、列國は米國の主義に乘り先づ支那をして關稅自主權を享有せしめたものである。之れは恰も日本に於て失敗せる

寺島時代の條約改正が成功せると同一の事態を見るに至つたのである。日本は其の影響緩和の爲互惠協定を結びたるも其の期限は三ヶ年に過ぎず、其終了後日本商品は支那の高率排日關稅の爲め販路を漸次喪失するに至つたのである。右日本の支那に對する通商上の梗塞は後年滿洲事件及日支事變勃發の遠因なりといふを得るのである。

第六款 獨逸、墺地利及ブルガリアとの條約交渉

第一 獨逸、墺地利等に於ける貿易情勢

獨逸は世界大戰前保護關稅制度を採用せるも、歐洲大陸諸國との間に廣範なる關稅協定を締結し國定稅率を引下げたるが故に、其の關稅平均率は比較的低く、一九一三年には一二・六%を示したるに過ぎない。而も他方歐洲大戰前獨逸の人口増加率は日本、伊太利、米國に次ぎしが故に、其の貿易額の増進振りは産業發達と共に最も目覺ましきものがあつた。獨逸は一八八七年に於て世界貿易總額中の九・一%を示したるものが、十年後の一八九七年には九・九四%、一九〇七年には一一・三%、一九一三年には一三・四%に累進、一八九七年以來米國をも凌駕し、世界第二を占むるに至つた。(本章第八表參照)

然るに歐洲大戰後はアルサス・ローレン、ザール及上部シレシアの三重要工業地帶を佛國又はボーランドに奪はれ、戰爭により多大の人口を喪失し、正金銀、資材、船舶の殆ど全部を聯合國側へ引渡し、更に巨額なる賠償金の支拂ひを約するに至つた。一九二四年ドース案成立後は徐々に經濟回復を見るに至り、其の輸出入額の世界貿易上に於ける比率は一九二五年に八・〇〇%のものが、一九二九年に於ては九・三四%に増進したりとは言へ、右比率は大戰前に占めたものに比し甚だ少なく漸くにして一八九七年時代に占めたる比率を回復したるに過ぎず。又順位も米英に次ぎ第三位に下降するに至つたのである。即ち大戰後に於ける獨逸貿易回復の勢ひは歐洲大戰前勃興時代に於ける増進

振りに比し比肩し得るものでない。併し大戦後の列國は獨逸が通貨の下落を武器として海外に於ける販路を回復せんとする努力に對し、一様に苦しみ、英佛米日伊等の諸國は何れも獨逸等よりの輸入廉賣品に對する對抗的措置として所謂ダンピング關稅法を制定するに至つた。獨逸の通貨下落は一應ドース案の成立により終止を告げたる譯なるも、獨逸としては右ドース案等による賠償金支拂の爲めには米國等よりの借款の繼續せざる限り依然輸出超過により之れが資金を捻出せざるを得ない。然るに之れが爲め必要なる輸出増進は通貨安定後に於ては相當困難となつた。依て之れに代ふるに強力なるカルテルを組織し、右カルテル組織の運用により海外諸國に對する輸出價格を定め國內品又は第三國品の競争なき海外市場に於ては高價に販賣し、競争品ある海外市場に於ては競争品に打勝ち得る程度に價格を引下ぐることとした。之が爲め獨逸品との競争品を生産する諸外國は獨逸よりの輸入品に對し、ダンピング關稅を課して其の輸入を防止するか、又は獨逸産業家との間に協定を爲し、輸入量又は價格を調整するの外なきこととなつた。同様獨逸側に於ても各國に於ける獨逸品の排斥益々熾烈となり、其の輸出に對し種々の方法により禁止制限を受くることとなりたる後に於ては、大戦前に於けるが如く關稅協定を主體とする貿易政策を以てしては不充分となりたるに依り、右各國の採用するに至つた輸入禁止制限政策を免れんが爲め關係諸國との間に盛んに求償的條約を締結することとなつた。蓋し若し米國に於てドース案制定當時に於ける如き緩大なる態度を以て獨逸に對する投資を相當長期に繼續せるならば、獨逸も亦無理なる輸出増進策を講ずる必要なかりし次第なりしも、其の後米國の獨逸に對する投資は漸次減少し、一九二九年世界恐慌後は全然中絶することとなつた。又獨逸としても米國よりの借款政策のみを以て財政經濟を維持することを欲せざりしを以て、結局獨逸は無理なる方法を以てする輸出超過により賠償金又は外國投資に對する利拂の資金を捻出せざるを得ないこととなつた。而して右獨逸の輸出超過を以て國際債務を決済せんとするに對し、輸入國側に於ては種々の方法を以て之を排撃せんとするを以て、勢ひ獨逸は各國別に求償主義を採用國が如何なる程度に戰後に於て貿易を回復し得たかを示せば次の如くである。

せる協定を締結せざるべからざるに至り、獨逸の戰後に於ける通商政策は益々複雜多岐なるものとなつたのである。前記戰後獨逸に於て採用せる通商政策及之より生ずる悩みは戦敗國たる奥地利及洪牙利に於て一層甚だしきものがあつた。大戦前奥地利洪牙利帝國はボヘミアを中心とするチエツクの工業地帶、ユーロに割譲せるクロアチア及ルーマニアに割譲せるトランシルヴァニアの農業地帶を包擁して組織せる大經濟地域なりしがサン・ゼルマン講和條約の規定により舊奥地利洪牙利領土は分裂せられ奥地利及洪牙利の兩國とも自立經濟を營み得ざるものとなつた。ブルガリアもヌイイー・シユール・セーヌ講和條約によりマセドニアをユーロにトライスを希臘に、ドブルデヤを羅馬尼に割譲し眇たる一農業國となつた。依て以上三國共に講和條約による賠償金の支拂は全部不能となり、却つて米國及英佛側より國際聯盟の斡旋の下に國際借款許與せられざるを得ざる状態となつた。斯かる状況の下に獨逸其の他の是等敗戦國が如何なる程度に戰後に於て貿易を回復し得たかを示せば次の如くである。

第二十四表 獨逸其他戰敗國輸出入貿易額累年表（單位舊米百萬弗）

國名	一九一三年	一九二五年	一九二九年	一九三四年	一九三八年	一九三九年
獨逸						
輸出	二、四〇三	輸出二、〇九二	輸入二、五六三	輸入二、九三九	輸出三、〇一六	輸入三、二〇九
オーストリア	六〇七	七一二	二六六	三九六	三〇六	一九四
ハンガリー	一八	一四二	一四五	一八二	一八六	一九七
ブルガリア	三六	五四三	六〇	六六	七八	九一
計	三、〇一八	二、五三九	三、五三八	三、五五〇	一、二四九	一、四五七

第二 獨逸との條約交渉

大正八年六月二十八日調印同九年一月十日發效の對獨平和條約第十編第一款通商關係に關する規定に依り、日本國臣民、貨物及船舶は五ヶ年を限り獨逸に於て最惠國待遇を有することとなり、之に反し獨逸國民、貨物、船舶等は戰爭に因る小村條約失效後は本邦に於て何等の保障をも有せざることになつた。依て本邦政府は大正十三年六月公布の農商務省令に依り染料輸入制限令を公布し、獨逸等無條約國より輸入染料を禁止制限することとなつた。然るに前記五ヶ年の期間は大正十四年一月十日満了することとなるに付き、右満了後獨逸に於ける本邦產品の關稅待遇確保の爲、獨逸との間に新條約締結の必要を見るに至つた。尤も前記對獨平和條約中には本邦に於て欲する場合には戰前獨逸との間に有したる通商條約を復活し得るの自由を規定したりも、右を復活することは染料、毛織物、毛織絲、藥品等に對する小村日獨條約の協定稅率をも復活せしむることとなるに付、我に於て之が復活を不利とした。さりとて日獨間を無條約の儘放任するときは戰前小村條約に依り關稅協定の利益を受たる本邦產羽二重、貝錘鉗、漆器等に對し保證を失ふこととなる外獨逸に於て戰後新條約締結の武器とする爲、日本よりの主要輸入品に對し多大の關稅引上を爲したるが爲め獨逸への本邦產品の輸出は殆ど杜絕を見んとする傾向であつた。加之獨逸は本邦產羽二重等に對する稅率引上を爲したるに拘らず、依然本邦側に於て新條約締結に熱心ならざる形勢なるを見て、其の策略上、更に滿洲より獨逸に向け多額の輸出を見居りし大豆油に對し甚だしき關稅引上を爲すに至つた。然るに本邦としては獨逸との間に新條約を締結し、獨逸產品に最惠國待遇を附與することとなる場合には、獨逸產染料等に對しても日佛條約第六條及日伊條約第六條との關係上、輸入制限を爲し得ざることとなるべく、而して獨逸染料の輸入を無條件に許すときは、折角戰時中政府の特別保護に依り成立したる日本染料會社を破産せしむるの外なきこと明白となつた。因て當時前記日佛條約及日伊條約第六條第一號所載輸入自由の一般原則に對する除外例を廣義に解し染料の輸入をも軍需待遇を挿入するの案に依り、昭和二年七月二十日東京に於て田中外務大臣とゾルフ獨逸大使との間に新條約の調印を見ることに至つた。

同條約は大體に於て其の範を日英新條約に採れるも、第七條及第十二條に於て一九二三年十一月三日ジユネーヴ調印の稅關手續簡捷に關する國際條約の規定を援用して稅關手續を便利にし、又第八條及第九條に於て輸入、輸出、通過に關して單に最惠國待遇を規定し、右最惠國待遇も亦公安の理由に基く場合には之に除外例を認むることとし、日佛、日伊、日暹條約等に於けるが如き輸出入制限撤廢に關する絶對規定は之を採用せざることとし、又本條約附屬條文に依り日英補足條約の場合に於けるが如く陸境輸入貨物に對し特惠の留保に付規定を設けた。第二十六條に依り條約有效期限を三ヶ年とし、更に最終議定書第三號第一項に於て進行中の關稅協定交渉は成るべく速かに商議を終了すること、及本條約實施後獨逸に輸入せらるゝ大豆油の關稅は毎百キロ二・五馬克を超えることに協定し、第四に於て、締約國の一方が輸入又は輸出に關する禁止制限を爲し、之が爲他方の通商に重大なる障害を與ふる場合には、一ヶ年の豫告を以て何時たりとも本條約を廢棄し得べきことを定めた。右規定は日本に於て獨逸より輸入の疏安等に對し輸入制限の計畫ありしに對し、之に對抗せんが爲獨逸の希望により設けられたものである。尙前記附屬議定書第三

號に掲げられた協定税率設定の交渉は、其後商議進捗せず、結局羽二重等に對し新たに設けられたる獨逸の特別重稅は其の儘残り本邦羽二重の獨逸への輸出は杜絶するに至つた。旁々新條約の下に於ても彼我の貿易關係は改善せられず、昭和元年に於ける輸入超過一億三千七百萬圓なりしものが、昭和四年には一億四千四百萬圓となつた。只後者に於ては本邦より獨逸への輸出が千三百萬圓即ち略々大戰前と同額迄回復せる爲め其の輸出の輸入に對する比率は二十分の一より十二分の一に改善した。又滿洲より獨逸への大豆油の輸出は前記關稅協定に拘らず、獨逸に於ける製油業の發達により殆ど減滅せるも、其原料たる大豆の輸出は益々増加し、之が爲め滿洲は獨逸に對しては甚しき輸出超過となりしに付、結局彼我の貿易は日滿獨三角關係の下に稍々平衡を得ることとなつた。(第三章第十二表參照)

第三 境洪及ブルガリアとの條約交渉

境地利との講和條約は大正八年九月十日調印せられ同九年七月十六日效力を發生し、又其の經濟編中には對獨平和條約の場合に於けるが如く、本邦臣民、船舶及貨物に對する最惠國待遇の保障があつたが、右保障は獨逸の場合と等しく一定期間後消滅したるが故に、大正十二年十月二日附公文交換に依り、相互に通商、關稅及び航海に關する事項に付最惠國待遇を附與すべき旨を約し、更に大正十四年十月三日の追加協定に依り、右の如き最惠國待遇は、之を兩國民の入國、居住、旅行、產業等にも及ぼすべきことを約し、最後に昭和五年八月十六日兩國間に通商航海條約維也納に於て大野(守衛)公使の手に依り調印せられた。右新條約は日獨條約に準據せるものであるが稅率の協定及稅關手續に關する規定は之を缺如して居る。又第一條入國の自由は、之を絕對的規定を廢し最惠國待遇に止め差支へなき旨を最終議定書中に明かにした。

洪牙利との間には大正九年六月四日平和條約調印せられ同十年七月二十六日之が實施を見るに至つた。而して右平

和條約に於ける獨境條約同様の最惠國待遇の保障期限満了したる後、日洪兩國政府の間に昭和四年一月二十三日を以て通商に關する暫定取極締結を見るに至つたが、未だ完全なる新條約は締結せられるに至らない。

ブルガリアとの間には大正八年十一月二十七日平和條約調印せられ、大正十年十月三十一日之が實施を見るに至つたが、帝國政府との間には、其後昭和二年十一月一日を以て通商航海に關する暫定取極締結せられた。

第七款 排日移民法に關する米國との條約交渉

第一 米國に於ける貿易狀況

米國は元來極端なる保護貿易主義を採用し、外國よりの輸入品に對し高關稅を課せる爲め世界大戰前に於ける總輸入額に對する關稅收入平均率はデングレイ關稅法(一八九七年制定)下の一九〇三年に二六・六%なりしものが、ペイント・オルドリツチ關稅法(一九〇九年制定)下の一九一三年には三五・五%の高きに上つた。從て米國に於ける人口の增加、國內産業の發展振りに比し貿易額の增進振りは比較的少なく、世界貿易上に於ける米國の占むる比率は日本、獨逸等の如き躍進振を示さなかつた。即ち一八八七年に於て世界總貿易額の八・七四%なりしものが、一九一三年には一一・一七%に増進し、其の順位も獨逸に次ぎ第三位を占めたるに過ぎない。歐洲大戰中は民主黨下のアンドーウッド・シモンズ關稅法の下に關稅を二割五分程度に引下げたるも、大戰後は再び保護貿易勢強く共和黨下に於ける一九二二年のフォードネー・マツカンバー關稅法實施により關稅は再び引上げられた。尤も大戰後に於ける米國物價の騰貴甚しき爲め一九二九年に於ける關稅平均率は却つて一三・四%に輕減せらるゝに至つた。其の結果米國の世界貿易總額に對する比率は同年に於て一三・八三%に昂上し、一九二六年以來一九二九年世界恐慌襲來のとき迄世界貿易上に於ける順位は英獨を凌駕し、第一位を占めるに至つた。

斯かる状況の下に一九二三年のフォードネート關稅法に於て幾多本邦商品に對し關稅引上げありたるに拘らず、無稅品たる生絲輸出は米國々内の繁榮に比例して激増し、又米國より本邦への棉花、石油、鐵材等原綱品の輸入は大戰後に於ける本邦産業の發達と比例して増進したるに付、昭和四年（一九二九年）に於ける本邦の米國及其の屬領地に對する輸出は本邦總輸出額の四割四分三厘を示し、米國及其領土よりの輸入も亦本邦總輸入額の三割の六厘を占め、輸出入額共本邦に於て米國は第一位を占むるに至つた。而も同年に於て本邦より米國に對する輸出超過額は二億七千八百萬圓の多きに及んだ。米國側より見るも本邦は貿易先として重要な地位を占め、同年に於ける本邦より米國への輸入額は米國總輸入額に對する九・八%を占め、又米國より本邦への輸出額は米國總輸出額の四・九五%を占め、本邦は米國に於て英國、加奈陀に次ぐ第三位の重要な貿易國となつた。而して同年に於ける米國統計によるに本邦よりの輸入超過額一億七千三百萬弗である。又右米國側統計によるに輸出輸入孰れより見ても、本邦との間に於けるが如き増進率の急なるものはなかつた。即ち日本と米國は貿易上より見れば有無相通經濟上殆ど不可分の關係にあるものと思はれた。参考の爲め日米貿易關係諸表を示せば次の如くである。

第二十五表 日米貿易額表（單位千弗）

年 次	日本への輸出 米國輸出總額 に對する%	日本よりの輸入 米國輸入總額 に對する%	輸出入超過額 入超一、一三、五〇七 出超一、一三、五九六 入超一、七一、七四六 出超一、七一、七四六
自一九二五年平均	二四一、八七七	三五五、三八四	" " "
至一九二六年平均	二四六、〇三六	三七九、六三二	一三三、五九六
一九二九年	二五九、一二七	四三一、八七三	一七一、七四六
一九三一年	一五五、七一五	二〇六、三四九	五〇、六三四

参考 本表は米國統計に依る。尙一九三一年十二月日本圓貨下落し、一九三四年一月米弗貨を引下ぐ。

参考 (一九三七年)	輸出 ロスアンゼルス 五八、四六三	輸入 一〇、〇五三	輸出超過額 四八、四一〇
一九三二年	一三四、九二一	一三四、〇一一	一、一三一
一九三三年	一四三、四三五	一二八、四一八	八、八六
一九三四年	二一〇、四八〇	一一九、二五一	七、二一
一九三五年	二〇三、二八三	一五二、九〇二	七、四八
一九三六年	二〇四、三四八	一七一、七四四	七、〇九
一九三七年	二八八、五六二	一〇四、二〇一	六、六九
一九三八年	二三九、六〇九	一二六、八三〇	六、四七
一九三九年	二三一、四〇五	一六一、一九六	六、九五

第二十六表 米國より日本向重要輸出品表（單位千弗）

備考 一九三七年米國政府統計に依る。但し日本への輸出額百萬弗以上のものを掲出す。

品 名	米國輸出總額	日本向輸出額	日本の占むる割合%
棉 品	三五六、五八六	六一、六九〇	一八
ル ブ ル	七六、五六三	三七、四一八	四九
ブ ラ ン ジ	九六、四三一	二三、一〇三	二三
精 鐵 鐵	七六、六八四	一七、九九七	二三
精 鐵 鐵	一五、五二九	一一、五九六	七四
精 鐵 鐵	一九、四〇三	九、六七二	五〇
精 鐵 鐵	一三、〇四八	八、七五四	六七
精 鐵 鐵	四二、八五八	七、一三九	一六

昭和四年	一、六二四	九〇九	七一二
六一	八〇二	六三一	三五七
十一	一、五三九	一、六六三	一、一三三一
十二	二、〇二六	一、〇七〇	一、五七九
十三	一、四二〇	一、一八六	一、〇〇〇
十四	一、七二九	一、七四七	一、〇〇一
年	一一〇二	一、四六二	六〇四

第二十八表 日米主要貿易品表

備考 昭和十三年に於ける二百萬圓以上のものを掲出す。

昭和五年七月十七日スムート・ホーレー關稅法制定、同六年十二月十三日以降、圓貨崩落、同十二年七月七日支那事變發生。

甲 主要輸出品表 (単位千圓)

品名	大正二年	昭和四年	昭和六年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
茶葉	八、八四八	八、一二五	五、二七五	七、七五〇	四、三一六	七、七四二
鮮魚類	一、六九九	一、一、三八五	七、八二一	一八、三九〇	一〇、六六三	三一、九九一
罐詰食料品(魚介類)	八	三、五〇四	一、一七九	六、八七八	五、二七五	六、二四七
除蟲	三一三	三、三五七	一、五九一	一、八九〇	二、二三五	三、三〇一
油脂及同製品(雜)	一一一、七五四	七五五、三七八	三四二、四七九	三三五、二二五	二九七、八八二	四三七、六一
生薄荷織物	一一〇	一、三四七	一、六六九	三、二六七	二、六八七	二、六五〇
織物	一一五	六四	二、三一七八	二、三一七八	二、四〇六	一〇、一六二
口羅絲	五、一八三	一四、七〇三	四、六二六	一、一、五三一	八、二八一	七、四一三
織物	一	八、三〇八	三、七五三	九、五一二	四、〇一五	二、〇七五
口腦絲	八二九	四、六三一	一六、五二〇	六、〇九三	七、〇六八	一、〇七五
地氈	一一一	二、九〇六	二、六四六	八、九五〇	三、二九一	四、六九六
陶器	三、一三〇	一四、五〇一	六、六三四	一九、四六〇	八、六九六	一、一、一五
真珠	六、七六九	一、三五五	六二三	五、三三八	三、六四〇	三、七四三
地氈	八二九	四、六三一	二、九二三	一六、五二〇	六、〇九三	七、〇六八
磁器	一一一	二、九〇六	二、六四六	八、九五〇	三、二九一	四、六九六
工具	一一一	一四、五〇一	六、六三四	一九、四六〇	八、六九六	一、一、一五
牛皮	一一一	二、二一八	八、七八七	一〇、八四三	八、六六八	一、一、一五
油脂及同製品(雜)	八、二六〇	二八、七七七	二四、七三八	一八三、八四五	二三九、九七〇	一九九、九一四
鹽化加里(粗)	一一一	一	七〇五四	五、九五〇	七、九六九	一、七、六四〇
藥材化學藥等(雜)	一一一	一	九、五九九	九、三九〇	一七、六四〇	一、七、六四〇
棉花	六四、二二〇	二七六、三五八	一五三、七〇一	三〇六、三八七	一六六、四一三	一四六、六四〇
牛皮(人絹用)	一一四	二、三一八	二、四一九	一〇、四一七	二、五五二	一、七六〇
巴爾布(製紙用)	一一一	一	三八、七六二	一二、五五八	一七、〇五八	一、七、六四〇
礦石	六、五六二	四二、三五二	九、九四七	七、七六〇	四、七二四	七、三七〇
鑄及金屬(雜)	一一一	五四、五八八	一一、三九〇	四七二、四一四	二六二、八六六	三八三、三六四
金屬製品(雜)	九、五四三	七二、八六八	三三、〇六九	一、一四、三二五	一四六、七二九	一五三、五四九
木	一一一	六七、三九七	二六、一七七	三〇、〇七七	九、七七〇	九、四四八

第二 米國に於ける排日移民法の制定

前記の如く大戰後に於て米國は日本との間に貿易上有無相通經濟上不可分の關係あるものと思考せられたるに付、本邦としては一九一三年の加州排日土地法の成立に拘らず隱忍米國との間に事を構へざる代りに支那殊に滿洲に對す

る政治經濟上發展を計るを以て外交方針の要締とした。米國側に於ても歐洲大戰中は日本の好意を繋ぐに汲々として、大正四年（一九一五年）の對支二十一ヶ條要求に對しても單なる形式上の抗議を爲すに止め、一九一七年二月には排日的規定を一掃せる移民法を制定し、同十一月には石井ランシング協定により日本に對し海軍軍縮を強制し、日本の主張せる太平洋の平和維持の爲には日英同盟を廢棄し、右に代ふるに何等實效なき「太平洋方面島嶼たる屬地に關する」米英佛日四國條約を以てした。更に支那に關しては石井ランシング協定は之を廢止し之に代へ支那に於ける形式的機會均等門戸開放と關稅引上げとを約するに過ぎざる九國條約と支那に關する關稅條約を以てした。

斯くの如く大戰後は日本に對して好意を繋ぐ必要なきに至りたるが爲め移民問題に對しても大戰中に於けるが如き遠慮勝ちなる態度を棄て、遂に一九二四年（大正十三年）五月十五日には無法なる排日移民法を制定し、七月一日には日本が強硬なる反対に拘らず之を實施するに至つた。同移民法に於ては外國人の一ヶ年移民許可數を一九一二年の國勢調査に基く米國在留當該國人數の三%を超えるを得ずと定むるを主眼とするが、同法中に太平洋諸洲議員の歎心を得んが爲め歸化能力なき外國人移民に對しては一切入國を禁止することを規定した。而して米國法に於ては本邦人を以て所謂歸化能力なきものと看做し居るを以て同移民法實施せらるゝ場合に於ては、本邦は米國に全然労働者を入れ國せしめ得ざることとなるのである。然るに前に述べたる如く明治四十四年の日米通商航海條約に於ては其の第一條に於て一切の日本臣民に對し入國の自由を規定したが、同條約締結當時の經緯により本邦政府に於ては同條約の下に移民の入國に對しては米國に於て如何なる禁止制限法を制定するも異存なきも少くとも最惠國待遇を有せざるべからずとの見解を探つてゐた。即ち本邦としては日米通商條約の明文により米國移民法の定むる讀書試験又は割當制限に

服することは差支なきも一般歐米國民と等しく何等の差別待遇なく米國に入國し得るものとの解釋を採つて居た。唯明治四十年締結の紳士協約の規定により日米條約第一條の規定に拘らず、日本は自己の發意を以て米國行労効者の出國を禁止し、例外として在米日本人の呼寄せる妻子に限り米國行旅券を發行し居るのであり、又米國政府は右紳士協約により日本旅券を帶有する日本臣民に對しては其入國に對し何等の制限を行はずと云ふ建前である。從て前記一九二四年移民法の規定により米國に於て本邦の移民の入國を一切禁止し、クオータ制による入國さへも許さざることは正しく前記日米條約及紳士協約の規定に扞格するものである。右趣旨を以て右移民法案が米國議會に繫屬中右壇原大使は本國政府の訓令により強硬に之が成立に付抗議したが、米國ヒューズ國務長官も右壇原大使の抗議は理由あるものと認め之を支持し、議會繫屬中の移民法案に對し適當なる削除又は修正を爲さんことを努めた。然るに同法案は其の儘下院を通過し上院に廻付せらるゝに至りたるに付、壇原大使はヒューズ國務長官の諒解を遂げたる上外交上の慎重ロツヂ氏は政治上ヒューズ國務長官を窮地に陥れんとの策謀もあり、太平洋方面上院議員と共に右壇原大使の抗議書中に使用せる字句は外交慣例上米國政府にして日本政府の要求に應ぜざる曉には武力を行使すべしと威嚇するものに外ならず、米國議會が斯くの如き日本の威嚇により其の法案に對し修正を加ふることは米國の威嚴に叛くものである。依て此上は斷じて日本の抗議に屈するべからずと強硬演説を爲した。上院は右上院外交委員長の演説を聞いたる後一瀉千里を以て右排日移民法案を無修正の儘通過成立せしむるに至つた。唯日米通商條約に違反の理由の下に大審院に於て憲法上無効とならんことを防止する爲め、新移民法第三條第六項に於ては「通商條約ノ規定ニヨリ純然タル商業ヲ營ムコトヲ許サル、モノハ本移民法適用ノ除外例ト爲ス」なる修正を挿入することとした。蓋し米國政府は明

治四十四年日米新條約締結當時よりも第一條冒頭に挿入せる *to enter* なる二字は單に通商上の目的を有するものゝ入國を保障するものに止まるものなりとの見解を探つて居た。換言すれば日本は小村條約上商業の目的を有する爲めの外入國の自由なきも、米國は紳士協約の下に更に在留日本人の労働者の妻子に限り入國を許し居るとの見解である。

斯くて排日移民法は日本の抗議に拘らず通過するに至りたるに付日本政府は右により紳士協約の事實上消滅せることを米國政府に通告したが、米國議會が日米條約に違反せる立法を爲せるの理由を以て日米條約の廢棄を敢てすることは之れを避けた。日米條約第十七條により日本は何時にも六ヶ月の豫告を以て廢棄し得べきものであつたが、本邦政府は經濟上の利害少なき移民問題の爲め日米通商條約を廢棄し之が爲め本邦にとり一層重大なる日米通商關係に影響を及ぼさんことを欲せなかつたのである。依て松井外務大臣は米國政府に對し日米條約の廢棄を通告する代りに改めて嚴重なる抗議を爲すこととした。右抗議書の内容は前段に於て斯くの如き移民法の制定は日米條約制定當時の經緯に照らし、正しく同條約第一條の規定に反するものであることを強硬に抗議すると同時に後段に於ては右條約解釋論より離れ、日米國交の大局より見て同法修正の必要あることを縷々陳辯した。即ち本邦政府の條約解釋通り米國政府に於て本邦國民に對し均等待遇を與へるもの僅に百數十人に上る勞働者の入國を許すに過ぎざることとなるに拘らず、右少數の日本勞働者入國制限の爲めに日米國交上根本的影響を來たす措置を採ることは、米國政府の敢てせざるところなるべきを確信す。依て米國政府は一日も速く右の如き立法を本邦政府の意向に適合するやう修正せられ度しと切言した。

右帝國政府の嚴重なる抗議書に對し米國政府に於ては一旦排日移民法を通過せる後とて同法案議會繫屬中國務長官が示したる態度と異り同立法を擁護するの態度に出するに至つた。即ち同法は前記第三條第六項の挿入により最早日

米通商航海條約に違反せざるに至りたる旨を主張し、又同法は紳士協約には扞格するも同協約は條約と認むるべからざるものなるが故に議會に對し何等拘束を有せざるものなるを説明した。又日米通商關係を阻害せざるが爲めには右移民法中の但書中の「商業ヲ營ムコトヲ許サル者」なるものゝ解釋を出来るだけ寛大にせんことを述べたが其後右但書により入國を許さるゝもの中に新聞記者、通信員等も包含すべき旨を勞働長官より各入國港移民官に訓令するに至つた。尙同移民法第三條の下に於てはクオータ規定以外として條約の有無又は歸化能力の有無に拘らず(政府の官吏其の家族及從者、(2)觀光の爲一時米國に來たる者又は用務(ビジネス)又は遊歴(プレジュー)の爲一時米國に入國する者、(3)米國を通過する者、(4)既に米國に入國を許可されたる者にして外國を經由し米國に再入國する者、(5)船員にして一時米國に上陸する者は入國を許可されるのである。又第十三條に依り歸化能力なき日本人と雖も、(1)正式入國を許されたるものが一時外國に旅行したる後米國に歸國する場合、(2)入國の二年前外國に於て同一の職業に從事したる宣教師、大學教師等及其の妻又は十八歳以下の子女、(3)十五歳以上の學生にして特に勞働長官より入國の許可を得たる場合は入國を許さるゝのである。

爾來本邦に於て日米國交の推移に留意する識者は毎年右排日移民法の通過せる五月十五日を以て日米國交上の國恥記念日と心得、又政府は帝國議會に於ける外交演説等機會ある毎に米國政府に對し排日移民法の修正の爲め反省を促すことゝなりたるが何等其の效を奏せなかつた。尙前記米國排日移民法の成立に對し强硬なる抗議書を提出せる松井外務大臣の後に其の職を襲ひたる幣原外相の意見に依れば前任者の如く如何に法律論を以て强硬に米國政府に抗議するも其の效果なきことは加州排日土地法の例に徴するも知り得べく、米國は其の國民性として外國政府より强硬に抗議すればする程却つて硬化するを常とす。夫に反し若し本邦政府に於て隱忍忍持して時機の到來を待つ場合に於ては一九〇〇年のヘイ・パウンセフオート條約の解釋に關するパナマ運河通航料問題に於ける英米間の紛議に關し一

九一四年六月米國は自ら進んで其の過誤を匡正せるが如く、今回の中間税法に對しても後日米國は自ら進んで修正を爲す機会あるべしと爲した。幣原外相は此の見解の下に排日移民法に關する米國政府との外交交渉を打切ることゝし、只爾後常に米國有識者の注意を喚起し置かんが爲め右排日立法が大いに本邦國民の感觸を害し、日米間の國交及通商發展上多大の障害になり居る趣旨を累次機會ある毎に外務大臣の帝國議會に於ける演説等に於て言及することゝした。

第八款 佛國との條約交渉

第一 佛國に於ける貿易狀況

佛國は世界大戰前人口増加率に於て既に減退期に入りしが、大戰後アルサス、ローレン及ザール二工業地帯を獨逸より獲得せるに拘らず、人口の衰頽益々甚しく、世界貿易上に於ける既得の地位を防護するの以外餘念なきものであつた。佛國は由來一八九二年以來非協定主義の複關稅制を採用せるが、右關稅非協定方針の爲めに屢々他國との間に關稅戰爭を惹起し益々貿易の進展を害するところあつた。從て世界貿易に於ける佛國の占むる地位は漸次下降し、一八八七年に於て世界貿易總額の八・七六%を占めたるものが、一九〇七年には六・九%に、又大戰前の一九一三年には幾分回復して七・八一%を占むるに過ぎなかつた。世界大戰後は領土、人口擴大せるに拘らず、右は差して產業貿易發展の原因とならず、對獨賠償金不拂の爲め一九二〇年以來法貨下落し始め一九三三年一月十一日ルールを占領して賠償金の強制取立を試みしも其の效なく、漸く一九二四年ドース案の成立後自國の通貨亦徐々安定に近づき、終に一九二八年六月二十五日舊法貨を五分の一（新法は品位百分の九十、純金量六五・五ミリグラム）に切下げて安定を見るに至つた。

つたのである。右通貨下落の結果は一九二五年頃迄は國際貿易上有利なる地位に立ち、一九二五年に於て世界總輸出額に對する比率は七・一二四%にして戰前の七・二三%を稍々凌駕するに至つたが（輸入は戰前の八・三三%に對し一九二五年六・六一%）、其後國內の物價は通貨の下落に應じて騰貴せるが故に、國際貿易上有利なる地位は失はれ、一九二九年に於ける輸出比率は五・九五%に、又輸入額に對する比率は六・四一%に下降するに至つた。

斯くの如く佛國は歐洲大戰後に於て領土人口增大及通貨の下落を以てするも貿易の衰勢を示したりしが故、通貨安定後は退いて貿易上の現地位を維持するが爲め、植民地特惠を強化するに至つた。右佛國の保守的通商政策の爲め本國に付ては本邦との間にも正式條約成立せず、又佛領印度支那に關する本邦との關稅交渉は益々困難を極むるに至つた。大戰後に於て佛國が植民地貿易を重視するに至りしことは佛國植民地の佛國輸出入總額中に於ける比率の徐々高上せることによりても説明することが出来る。即ち佛國植民地と本國との貿易額は一九一三年に於て總輸入の八・四%、總輸出の一四・五%なりしものが一九二九年には前者は一二・〇%、後者は一八・八%に増進して居る。又佛本国に於ては一九一九年七月二十九日の法律を以て一八九二年複關稅法に對する修正を加へ中間稅率設定に關する規定を設け、「佛國政府ハ外國政府トノ條約ヲ以テ一定期間互惠的利益ヲ交換トシテ外國ヨリノ輸入品ニ對シ一般稅率ヨリ一定ノ割合ヲ引下ゲルコトヲ得而シテ右引下ゲ稅率ハ一般稅率ト最低稅率トノ差額ニ依リ算出ス」と定め右新法律の下にチエツコ、ポーランド、ルーマニア、フィンランド等通貨の下落せる諸新興國との間に中間稅率附與に關する暫定的通商條約を締結した。更に一九二一年の關稅法を以て舊敵國產品及無條約國產品に適用の目的を以て最高稅率を最低稅率の四倍に引上げたるが、其の結果新興國等との新條約による中間稅率は甚だしく引上げられることゝなりたる爲め之れを改訂し新興國生産品には最低稅率の一部又は最高稅率と最低稅率との中間稅率を附與する方針を探るに至つた。然れども上記佛國の方にのみ都合よき非協定方針は之を貫徹するに困難を極め、其の結果一九二八年開

稅法實施以前多數諸國との間に相互關稅協定を締結し、右協定稅率を最低稅率として公布實施するの窮屈に出でた。
(外務省臨時調査部編纂「世界各國の關稅制度」國際協會發行参照)

第二 佛國との條約交渉

佛國政府は大正七年九月を以て明治四十四年八月十九日調印の小村通商航海條約第五條關稅に關する條項に付廢棄を通告したるも、其後同條項は累次の暫定取極により其の效力を延長し右情況は歐洲大戰後に於ても繼續せられて居た。而して前記明治四十四年の通商條約第六條に於ては通商自由原則を認め「非常ノ場合ニ於テ軍需品ニ關スルトキ」、「公安ニ關スルトキ」及「衛生警察又ハ國家獨占ニ關スル場合」の外何等の輸出入禁止制限を爲すべからざることを規定し、又附屬議定書により相互的に協定稅率表を設けて居るも、右協定稅表は一般的關稅據置と異り五ヶ月間の拘束力を有するに止まり、締約國は隨時に之を引上げ得べきことを規定し、更に右引上げたる場合に於て佛國側協定稅品に付ては本邦は國定稅率に對して行ふべき一定稅率輕減割合を記載して居た。然るに佛國に於ては歐洲大戰後一九一六年五月六日法律を以て一般關稅に對し附加係數を課する制度を始め、佛蘭西通貨の下落に應じ關稅に對し割増を行ふことゝせるが、其の際本邦側に於て嚴重に條約規定を遵守し協定品に對し割引輕減を與へると異り、前記日佛協定稅品たる羽二重等に對し遠慮なく右附加關稅（コエフシアン）を賦課することゝした。而も右附加系數の賦課を以て關稅引上げと認めずと爲し、議定書所定の猶豫期間を置かなかつた。加之佛國は戰時に於ける非常事態終了後に於ても、前記日佛條約第六條に拘らず一九一六年以來實施せる染料に對する輸入制限を軍需品に關する措置なりとして戰後も之を繼續した。

次に日佛貿易關係を瞥見するに大正二年に於て本邦より佛國への輸出六千萬圓に對し、佛國より本邦への輸入は僅に六百萬圓であつた。之れが爲小村條約に於ては實質上佛國に有利なる協定を締結するの已を得ざるに至りしが、大

戰後に於ても右小村條約による日佛協定は暫定取極により依然として繼續した。佛國側に不利なる貿易情勢は歐洲大戰の勃發により一層甚しく、大正五年には日本よりの輸出六千四百萬圓に對し、佛國よりの輸入僅に四百萬圓となつた。大戰後に於ては前記佛國のアルサス、ローレン二州の回復及通貨下落を利用し佛國より本邦へ鐵材、化學製品等の輸入增加せしが爲め大正九年には本邦よりの佛國への輸出七千二百萬圓に對し佛國より本邦への輸入千四百萬圓の多きに上り、昭和四年には佛國に於ける各種制限制度の爲め前者が四千四百萬圓に減少せるに對し、後者は二千六百萬圓に增加した。從て佛國に不利なる貿易情勢は大戰後漸次緩和せられ、昭和四年に於ては本邦より佛國への輸出超過一千八百萬圓となつた。

右の如く大戰後に於ても、本邦は依然として佛國に對し輸出超過國であり、又佛領モロッコ等本邦產品に對し低稅の下に最惠國待遇を附與する殖民地に對し本邦は甚しき輸出超過の地位にありしが故に、佛國政府に於て絞下小村條約の規定を充分遵守せざるに拘らず、本邦は現行條約の存續に關する大正八年九月暫定取極を其の儘效力を保持せしむることゝした。

大戰後に於て本邦より佛國への輸出が振はざりし所以は其の重要輸出品たる生絲及羽二重の輸出が漸次減少の傾向を辿りしが爲めである。佛國への生絲輸出額大正二年三千二百萬圓に對し、大正九年三千七百萬圓に增加せしも大正十四年二千六百萬圓、昭和四年一千三百萬圓に減少し羽二重の佛國への輸出額は大正二年千萬圓なりしものが同九年八百萬圓、同十四年七百萬圓、昭和四年に於て千百萬圓である。而して右生絲及羽二重の佛國への輸出額減少せる原因は英國に於て一九二六年（大正十五年）の財政法に基き羽二重其他一般絹織物に對し從價約四割三分三厘に相當する重稅を課するに至つたが爲め佛國より英國向け佛國產絹織物（本邦生絲より製織せる一般絹織物及本邦產羽二重に對し佛國に於て加工を加へたるもの）の輸出が減少せる爲めである。尤も右の如く英國に於ける絹織物關稅保護の影

を受け英國向け本邦生絲輸出は増加するに至つた。

本邦と佛領印度支那との條約關係は歐洲大戰後に於て幾分改善せらるゝに過ぎなかつた。本邦と佛印との外交關係に關し明治四十年（一九〇七年）六月二日日佛協約成立し、右協約により兩國政府は清國の領土保全及各國民通商に關する機會均等待遇の保障を約すると同時に「右兩締約國の主權、保護權又は占有權を有する領域に近爾せる清帝國の諸地方」（*Dans les régions de l'empire chinois voisines des territoires*）に於ける平和安寧を確保するの目的に對し互に相支持することを約したる際同日附を以て「佛領印度支那に關する宣言書」に調印した。而して右佛領印度支那に關する宣言書に於ては、日本國と佛領印度支那との關係に付通商條約を締せんが爲め商議を開始することを他日に譲ると同時に不取敢相互の基礎の下に「日本國官吏及臣民は佛領印度支那に於て身體と財產保護とに關する一切の事項に付最惠國待遇を享く」べきことを約した。然るに其後右前段に述べられたる佛領印度支那と本邦との間に條約關係を設定する件に付ては何等商議の開始せらるゝことなく、又明治四十四年小村條約改正の際帝國議會は米及穀の關稅を毎百斤六十四錢より一圓に引上げたるに對し、佛國政府は佛領印度支那產サイゴン米の爲め之を引下げんことを請求し來りたるも、日本政府は之に應じ得ざりしに付印度支那は日佛條約に加入するに至らなかつた。依て同條約改正の際は單に前記明治四十年佛領印度支那に關する宣言書を其の儘存續せしむる趣旨の新宣言を明治四十年八月十九日附を以て爲すに止められた。

然るに前記明治四十年の佛印に關する宣言書は單に在佛印帝國官民の身體、財產の保護に關し最惠國待遇を約するに止まり何等帝國臣民に對し財產の享有、企業の經營等の權利を確保するものに非ざるものならず、日本產貨物に対する關稅待遇等に關しても最惠國待遇を保證するものでない。之が爲め本邦產品は佛印に於て無條約國產貨物として常に高率なる最高稅率を受け、最高稅率は前記一九二一年佛國關稅改正により四倍に引上げられたるにより本邦の印

度支那に對する輸出は殆んど不可能となつた。之れが爲め本邦より佛印への輸出は甚だ振はず、大正二年に於て百萬圓なりしものが、漸く大正九年及大正十四年に於て四百萬圓に達したるに過ぎない。又前記の如く本邦臣民の企業權及船舶の噸稅及港稅、貨物の通過稅に對しても最惠國待遇を有せざるを以て印度支那と本邦との間に於ける經濟交通の諸關係も何等發達を見るに至らなかつた。

依て小村條約改正以後本邦政府は機會ある毎に佛本國政府と交渉を爲し、本邦臣民、船舶及貨物が佛領印度支那に於て完全なる最惠國待遇を受くるに至らんことを努め、大戰中にも歐洲への出兵を代價として印度支那に關する懸案を解決せんとの議もあつた位であつた。併し右歐洲出兵は本邦に於て同意せざりしに付大戰中印度支那問題に付立入つて交渉するの機會がなかつた。然るに戰後條約改正時代本邦朝野に於ては再び印度支那問題解決の必要を強硬に主張するものを生じ大正十三年中右目的を以て東京に近衛公を會頭とする印度支那協會設立せられた。右印度支那協會首唱の下に本邦より山縣（伊三郎）公を主席として之に外務省佐分利通商局長以下の關係省官吏を隨員とする特派經濟使節が印度支那に派遣せられたるが、同特派使節一行中には前記印度支那協會幹部を代表して松木常務理事の外、三井（牧田環氏）、三菱（加藤恭平氏）等の財閥代表者も參加した。右山縣經濟使節の印度支那特派に付ては、當時の在本邦佛國大使ポール・クローデル氏及松岡新一郎氏の盡力に負ふところが多かつた。而して山縣特派使節の派船鑛の本邦へ輸入の途開くるに至つた。大正十四年本邦へ答禮の爲め來朝せるメルラン印度支那總督隨員中には財務局長キルシエ氏等の専門家を包含したるが、右キルシエ氏等は本邦滯在中本邦關係當局との間に關稅問題に付眞摯なる意見を交換し、右意見交換の結果佛本國品及土產品との競争なき一切の本邦輸入品に對しては印度支那に於て事實

上の最惠國待遇を附與すること並に右佛本國品等と競争ある本邦品に對しては出來得る限り中間税率を附與すること、尤も右報酬として佛印側は本邦側に對し佛領印度支那特產物に付關稅低減又は關稅据置を求むることは極めて僅少なるべきに付本邦側に於ても印度支那側に對する最低税率要求の範圍は出來得るだけ寛大に止められ度しと云ふのであつた。換言すれば佛印側に於ては從來本邦が主張したるが如き完全なる無條件最惠國待遇は附與するを得ざるもの、之に代へ原則として事實上の最惠國待遇を附與すべしと云ふのである。即ち佛領印度支那に於ける本邦よりの輸入品中第三國品との競争あるものに付無條件に最惠國待遇を與ふるときは本邦と佛領印度支那との距離短きだけ本邦產品は第三國品よりも運賃の差額だけ有利の地位に置かるべきに付、斯かる場合は運賃の差額を考量に入れ最低税率よりも幾分高きも事實上の最惠國待遇に相當する中間税率を附與すべしと云ふにあつた。右形式の下に兩國當局の間に東京に於て相互の重要產物に對し税率協定案が作成せられ佛印當局は之を印度支那に持ち歸り同當局の正式同意を得たる後は之を本國に廻付し、佛本國政府に於て在佛本邦大使との交渉により佛領印度支那に關する正式の關稅協定を締結せしむべき段取りとなすべき内協議が成立した。蓋し本邦當局に於ても佛領印度支那に於ては前記一九一九年七月中間税率設定に關する佛國關稅法律の下に暫定的解決を爲すことも止むを得ざるべきを觀念したのである。

其後本邦政府は機を逸せず右東京内協議案を在佛石井大使に移牒し佛國政府に對し正式會談方督促せしめたるも、佛國政府に於ては佛印關稅協定の成立に對しては其後印度支那に製品を輸出する佛本國生産業者より強硬なる反對出でたりと稱し本邦の提議に容易に應ぜなかつた。唯佛國政府は政治上の理由もあり、多年懸案の本問題を再び拋棄するの不可なるを思ひ、難件たる關稅問題の解決は再び之を他日に譲り、先づ在佛印本邦臣民の待遇問題のみを解決せんことに決し、之が爲め昭和二年八月三十日巴里に於て石井大使とブリアン外務大臣との間に「日本及印度支那間ノ居住及航海ノ制度ヲ定ムル議定書」なるもの調印せられた。右議定書に於て印度支那へ居住することを許されたる又は

許さるべき日本國の自然人及法人は印度支那に於て其の一切の經濟的活動に關する條件及租稅、賦課金並に裁判に關する一切の事項に付て最惠國待遇を受くべく（保護制度設立以前の條約により印度支那の或隣接地方の人民に與へられたる特殊の待遇を除く）、又日本船舶は印度支那の港に於て最惠國待遇を受くべきを規定し、之と交換的に佛領印度支那の自然人、法人及船舶は日本及日本の管治する地域に於て同様最惠國待遇を受くることを規定した。

此の如く印度支那關稅問題には又もや佛本國工業家の反對により其の解決を他日に譲られたるが、間もなく本邦側に於ても右交渉を困難とする事情を生じた。即ち本邦政府は米穀法の規定により昭和三年以降印度支那米の輸入を禁止制限し、之が爲め大正十四年に於て四千四百萬圓の多額に及びし西貢米の輸入は昭和三年には千二百萬圓、同四年には僅に二萬圓に激減するに至つた。而も右米穀法による輸入制限は之を條約國たる暹羅及カリフオルニアよりの輸入米には適用せざりしに付、是等兩國より本邦に對する米の輸入は減少せず、昭和三年には三千四百萬圓、同四年に於て二千三百萬圓に及んだ。斯く佛印重要品たる米に對しては最惠國待遇を有せざるを利用し大なる差別待遇を與へたる外、本邦農林當局に於ては之が爲め佛印との間に最惠國待遇を交換の基礎とする條約の締結に對し難色あるにつつた。尤も前記大正十三年山縣特派使節派遣に其の端を發したる鴻基炭、亞鉛礦等の本邦への輸入は其後益々盛んなりしが爲め、本邦より印度支那への輸出は甚だ振はざりしに反し、印度支那よりの輸入は相當額に上り、米の輸入禁止後に於ても佛印より本邦への輸入額は昭和四年に於て千萬圓を示し、本邦は佛印に對し七百萬圓の輸入超過であつたから、本邦としては右佛領印度支那の本邦に對する輸入超過を利用して其後も關稅問題の解決を佛本國政府に迫ることとなつた。

元來佛國諸植民地の關稅制度は分ちて四つと爲すことを得。其の第一はアルゼンチナ及チニスに對するものにしで、佛本國關稅地域に編入せられて居る。其の二是佛領印度支那、マダガスカル等にして、本國と等しき複關稅法適

用せられ居り、第一種に屬するものと等しく本國との間に關稅障壁を撤廃し居るも、第一種と異なるところは當該植民地特殊の事情に適應せしめんが爲め當該植民地に於て少數貨物に對し特別關稅を制定し得べき自由を認めて居る。例へば佛印に於ては綿絲及或種支那產貨物に對し特別關稅を設けて居る。又本國に於ても第二種植民地より輸入の特定生産物に對し之を無稅とせず最低稅率を課し得べきこととして居る。其の三はソマリー・コースト、ダホミー、佛領ギアナ、セネガール等であつて、是等諸植民地に於ては單稅制を採用し、諸外國及佛本國よりの生産物に對しても同一の收入關稅を課して居り、佛國側に於ても亦是等地域の生産物に對し條約關係ある外國產品と等しく最低稅率を課してゐる。其の四はシリア、カメルン等の聯盟委任統治地域又はモロツコ等の如き國際條約の保障ある地域にして聯盟國又は條約關係國よりの輸入品に對し佛本國品同様の均等待遇を適用して居る。而して小村條約改正の際前記第一種佛國植民地に對して當然日佛條約を適用することを規定し、第二種、第三種佛國植民地中ギアン、佛領西部阿弗利加、佛領赤道阿弗利加、マルニツク、サンピエール・エ・ミクロン、スーザエルカレドニア、佛領印度、ソマリ沿岸、レ・ニニオン、マダカスカル及グアドループに對しては明治四十四年八月十九日付佛國政府の公文を以て

斯くて佛本國及佛領印度支那への本邦よりの輸出額は大正二年に於て六千七百萬圓、同十四年に於て六千三百萬圓、昭和四年に於て四千七百萬圓である。之に對し佛本國及印度支那よりの本邦への輸入總額は大正二年に於て三千百萬圓、同十四年に於て八千二百萬圓、昭和四年に於て三千六百萬圓である。即ち歐洲大戰前に於て本邦は右兩者に對し三千萬圓の輸出超過なりしが、大正十四年に於ては西貢米の輸入多かりし爲め却つて千九百萬圓の輸入超過となり、昭和四年に於ては本邦に於ける西貢米の輸入禁止、佛本國及印度支那に於ける各種の輸入制限の爲め貿易總額は大戰前に比し九百萬圓の減少を示したるも、大戰前と等しく本邦側に於て千萬圓の輸出超過を見るに至つた。次に参考の

爲め日佛貿易關係を表示すれば左の如し。

年	支那	印度
昭和二年	10	10
昭和三年	12	12
昭和四年	15	15
昭和五年	18	18
昭和六年	22	22
昭和七年	25	25
昭和八年	28	28
昭和九年	32	32
昭和十年	35	35
昭和十一年	38	38
昭和十二年	42	42
昭和十三年	45	45
昭和十四年	48	48
昭和十五年	52	52
昭和十六年	55	55
昭和十七年	58	58
昭和十八年	60	60

第三十表 佛領印度支那との貿易關係 (單位百萬圓)

十三年
十四年

三
二七
二一
二五

二〇
二七
二一
二五

第三十一表 佛本國との重要輸出入品 (単位百萬圓)

年	次	生絲	絹織物	綿織物	罐詰	重	要	輸出品
昭	和	正	正	大	昭	大	昭	大
十九	十八	十二	十四	十四	二十	十四	十八	十四
十	二	三	四	三	一	二	一	二
十一	一	一	一	一	一	一	一	一
十二	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年
數	量	金額	數	量	金額	數	量	金額

第三十二表 佛領印度支那との重要輸出入品 (単位百萬圓)

年	次	人絹織物及 陶磁器	タコール	木材	石炭	重	要	輸出品
昭	和	正	正	大	昭	大	昭	大
十九	十八	十二	十四	十四	二十	十四	十八	十四
十	二	三	四	三	一	二	一	二
十一	一	一	一	一	一	一	一	一
十二	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年
數	量	金額	數	量	金額	數	量	金額

第三十三表 本邦米及穀輸出入表 (単位金額千圓)

年	次	輸入額	輸出額	備考
大	正	九〇九三	四八、四七二	四八六
昭	和	二二、八五一	一二〇、四九九	二一七
十九	十八	四八、四七二	一一、五三一	三、九七六
十	二	三、七二三	二、三七六	四、三七三
十一	一	三、〇六七	二、〇九七	五、〇九八
十二	年	二、三七六	二、三六七	五、二二五
年	年	一、一六	一、一六三	一、一六三
數	量	金額	數	金額

備考

(昭和三年より英印に、同四年より佛印に對し輸入制限を強化す)
 (昭和六年三月米穀法改定)
 (昭和九年より暹羅、米國以外よりの米の輸入を制限す)
 (昭和十年より暹羅に對し輸入制限)
 (昭和十一年より暹羅に對し輸入制限)
 (昭和九年より暹羅に對し輸入制限)
 (昭和九年より暹羅に對し輸入制限)